
下野市総合計画後期基本計画
2次素案

平成 24～27 年度

基本計画構成

| | |
|-------------------------------|-----------|
| I 序論 | 1 |
| 1 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 基本構想・基本計画等 | 2 |
| 3 下野市の基本計画の特徴 | 4 |
| 4 満足度の考え方 | 4 |
| 5 進捗度の設定 | 5 |
| 6 優先度の設定 | 6 |
| 7 下野市の現状 | 9 |
| II しもつけ重点戦略 | 19 |
| III 施策の概要 | 21 |
| A 心豊かに暮らせる創造と躍進のまち | 21 |
| 1 章 みんなで学び文化を育むふれあいのまちづくり | 21 |
| 2 章 知恵と意欲で創造性豊かなまちづくり | 29 |
| 3 章 都市と田園が共生する快適な環境で躍進するまちづくり | 33 |
| B 心安らかに暮らせる安全・安心なまち | 39 |
| 4 章 安心して暮らせる健康で明るいまちづくり | 39 |
| 5 章 豊かな自然と調和した快適で安全なまちづくり | 47 |
| 6 章 市民と行政の協働による健全なまちづくり | 53 |
| 附属資料 | 59 |
| I 総合計画の補足資料 | 60 |
| II 策定の方針及び経緯 | 62 |
| III 総合計画審議会 | 65 |
| IV 総合計画懇話会 | 70 |
| V 前期・後期基本計画施策事業比較表 | 72 |

I 序 論

1 計画策定の趣旨

本市では、平成 18 年 1 月の合併後、平成 20 年 3 月に、下野市として初めての総合計画を策定し、各施策を推進してきました。

後期基本計画は、この総合計画の集大成として、将来像「思いやりと交流で創る新生文化都市」を実現すべく策定するものです。

平成 24 年度からの後期 4 年間の開始にあたり、社会経済情勢の変化や事業の実施状況、新たな市民ニーズ、現下の厳しい財政状況を踏まえて、行財政のシェイプアップを進めるほか、時期を失することなく、施策・事業の選択と集中を行い、可能性のある分野へ限られた行財政資源を集中的に配分します。

後期基本計画では、市民一人ひとりが将来の下野市づくり（まちづくり・くらしづくり）に向け展望が開けるよう、施策・事業を進め、下野市らしさの実現を目指します。

※写真を挿入

2 基本構想・基本計画等

下野市のまちづくりの計画体系は、基本構想・基本計画・実施計画の3つから構成されています。（基本構想の施策体系はP.3の図を参考にしてください）

（1）基本構想

【計画期間8年（平成20年度～平成27年度）】

今後の下野市の方向性を示すもので、市の現状と将来の見通し、市の将来像、施策の展開方向、施策大綱を明らかにしています。

（2）基本計画

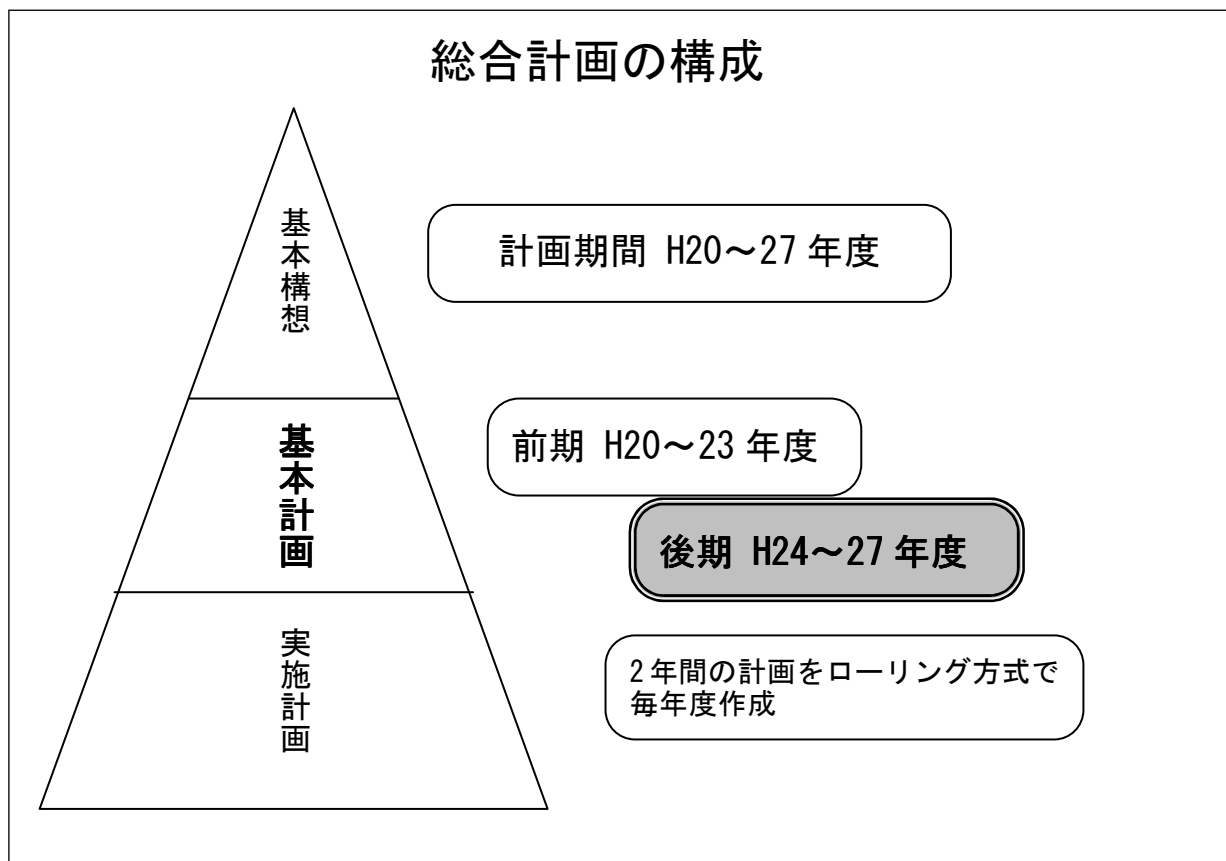
【計画期間4年（前期：平成20年度～平成23年度・後期：平成24年度～平成27年度）】

基本構想を踏まえ、今後実施していく施策の内容を明らかにしています。各施策は、施策大綱に従って体系的に示すとともに、個別施策を計画的に進めるための具体的指針を定めています。

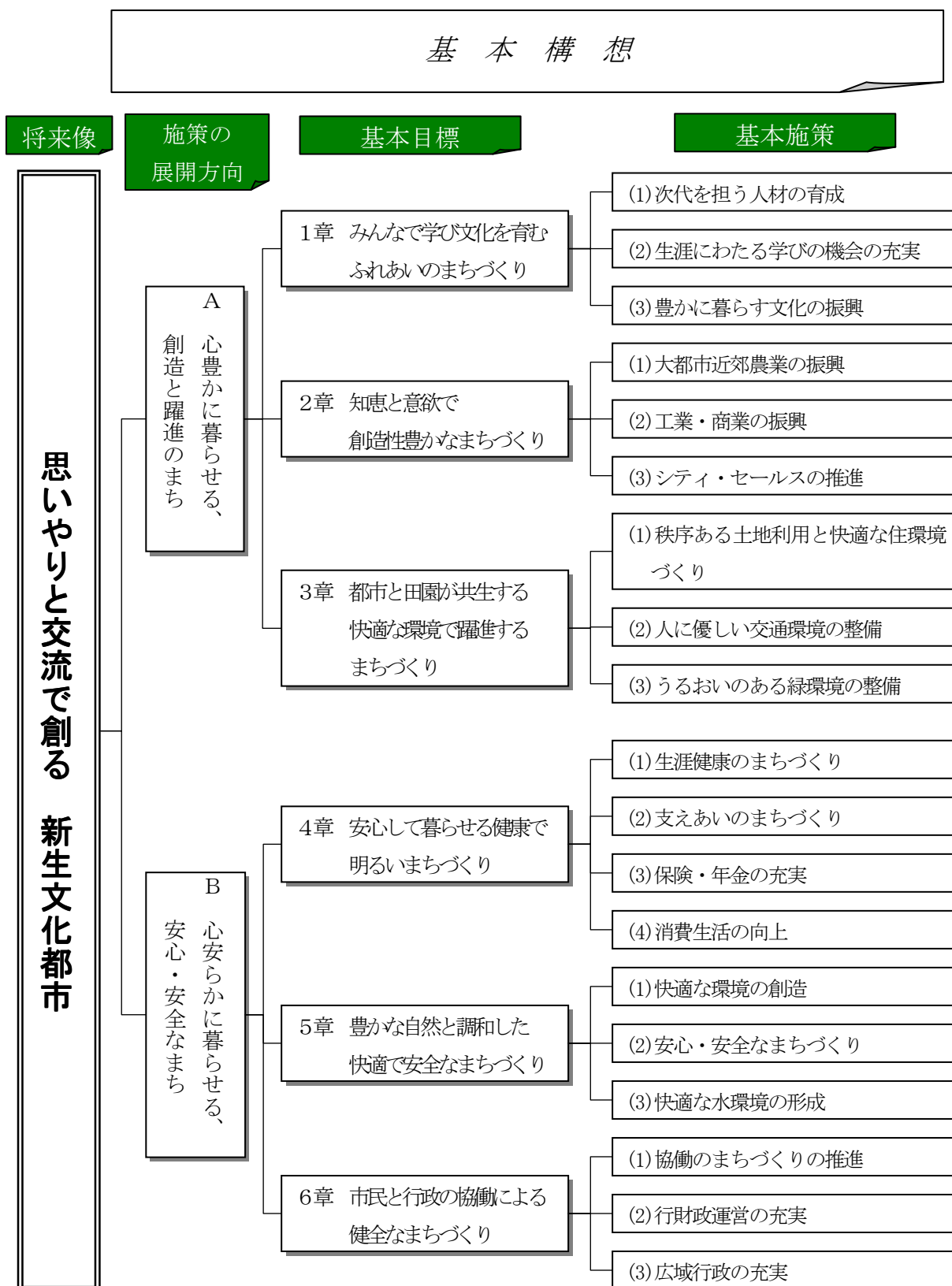
（3）実施計画

【計画期間2年（毎年度ローリング）】

基本計画で示した施策体系に基づく具体的な事業計画を明らかにしています。2か年を期間として、ローリング方式で毎年度作成します。



基本構想（施策体系図）



3 下野市の基本計画の特徴

この基本計画では、分野別施策に関する基本構想の考え方（施策大綱）を受けて、平成 24～27 年度末を目標とする 4 年間に実施していく施策の内容を明らかにしています。

基本計画を総花的な内容ではなく、実効性のあるメリハリの効いた計画にするため、分野別指標、満足度、施策・事業の進捗度・優先度を設定しました。これらによって、施策の趣旨や目標、満足度の向上に向けた取り組みを明確にし、基本構想で掲げた将来像「思いやりと交流で創る新生文化都市」の実現のため、選択と集中による持続可能な地域経営を目指します。

- 分野別指標……基本目標達成のため、代表的な指標を掲げ、施策ごとに目標値を設定します。
- 現状と課題……各施策分野に係る下野市の現状と課題を記載します。
- 基本方針……市の今後の取り組みについて、各施策分野の趣旨や目指すべき目標や成果などを中心に記載します。
- 満足度……各施策の実施を通じて、市民意識調査による満足度の維持・向上を図ることを記載します。
- 施策・事業内容……各施策分野における具体的な施策や事業等を掲載し、担当課、進捗度、優先度を記載します。

なお、施策・事業のうち、後期計画期間中に重点的・戦略的に取り組むものについては、施策の概要の前段で「しもつけ重点戦略」として掲げます。

4 満足度の考え方

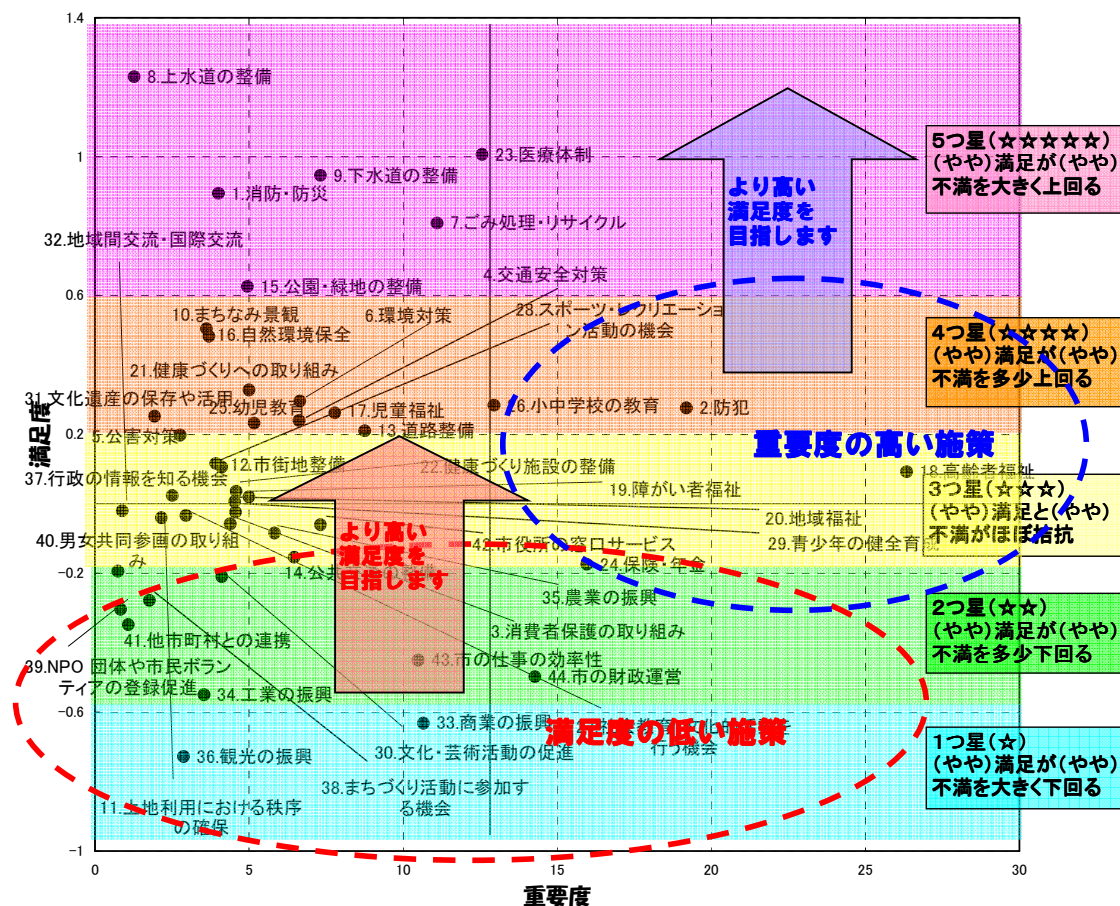
満足度は、平成 18 年度及び平成 22 年度に行った市民意識調査結果に基づき、5 つのランクに整理しています。

| | |
|--------------|-------------|
| 5 つ星 (★★★★★) | : 満足度が高い |
| 4 つ星 (★★★★) | : 満足度がやや高い |
| 3 つ星 (★★★) | : どちらともいえない |
| 2 つ星 (★★) | : 満足度がやや低い |
| 1 つ星 (★) | : 満足度が低い |

基本計画では、各施策の現状の満足度を 5 つのランクで標記した上で、相対的に満足度の低い施策及び重要度の高い施策については満足度の向上を、その他の施策については満足度の維持を目指して、行政はもとより市民・民間事業者との協調・連携によって、適切な施策展開を図っていきます。

また、「施策・事業内容」及びその優先度設定を検討する際に、この満足度の推移を参考にするなど、市民の意向を踏まえた施策展開を図り、市民満足度を定期的に把握するため、市民意識調査を定期的に行っていきます。

満足度・重要度の散布図



5 進捗度の設定

進捗度は、前期計画期間（平成 20 年度～平成 23 年度）の事務事業の進捗状況を A～D の 4 区分で記載しています。

- | |
|--|
| <p>A：成果が上がっている</p> <p>B：おおむね成果が上がっている</p> <p>C：あまり成果が上がっていない</p> <p>D：成果が上がっていない</p> |
|--|

また、進捗度は平成 23 年度末時点での内部評価を記載し、後期計画期間（平成 24 年度～平成 27 年度）中に開始する事務事業については、「新規」と記載します。

6 優先度の設定

厳しい財政状況の中、市民の納得を得ながら「最小の経費で最大の効果」を挙げるためには、「あれもこれも」の事業展開から「あれかこれか」による事業の選択と集中が欠かせません。

そのため、事務事業評価により事業の優先度設定を毎年行い、事業の重点化と取捨選択を行います。具体的には「施策・事業内容」において、各施策・事業を「事業の性質」（分類1～5）と「事業を取り巻く状況」（A～F）の2つの観点から分類します。

「事業を取り巻く状況」は、

- 事業の緊急性
- 事業の必要性
- 事業の熟度
- 事業見直し、経費節減の余地

などから、分類したものです（P.7の図を参考にしてください）。

「事業の性質」は、基本構想における「施策の展開方向」に示した「心豊かに暮らせる、創造と躍進のまち」「心安らかに暮らせる、安全・安心なまち」を実現するための視点に立ち、

- 生命財産の保証の度合い
- 豊かさの創造の度合い
- 事業実施に関する市の裁量の度合い
- 事業の義務的度合い

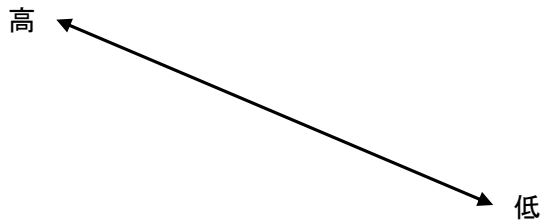
などを考慮しながら、分類したものです（P.17の図を参考にしてください）。

本市では、基本構想で提示したPDCAサイクルの実行を踏まえ、市民と行政の協働による行政評価を行い、毎年度作成される事業計画（実施計画）で、主要な施策・事業の計画内容及び優先度について見直しを行います。

総合計画事業の優先度設定の考え方

| | | | | | | | | |
|-----------|----------------------|------------------------------------|-------------------------|---------------------|----------------------------|------|---------|-------|
| 事業の性質 | 施策の展開方向 | | | | | | | |
| | 心豊かに暮らせる、創造と躍進のまち | | | | | | | |
| | 心安らかに暮らせる、安全・安心なまち | | | | | | | |
| 事業を取り巻く状況 | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | | | |
| | 全市民の生命・財産を守るために必要な事業 | 市民の疾病や障害、経済的困窮など不利な状況を軽減するために必要な事業 | 地方自治体が一般に行っている標準的行政サービス | 市の将来の発展に向けて必要な投資的事業 | 市民の経済的・文化的・精神的豊かさをさらに伸ばす事業 | | | |
| 熱度・緊急性 | A | 1-A | 2-A | 3-A | 4-A | 5-A | 基本計画に掲載 | |
| | B | 1-B | 2-B | 3-B | 4-B | 5-B | | |
| | C | 1-C | 2-C | 3-C | 4-C | 5-C | | |
| | C' | 1-C' | 2-C' | 3-C' | 4-C' | 5-C' | | |
| | D | 1-D | 2-D | 3-D | 4-D | 5-D | | |
| | E | 1-E | 2-E | 3-E | 4-E | 5-E | | 掲載しない |
| | F | 1-F | 2-F | 3-F | 4-F | 5-F | | |

優先度



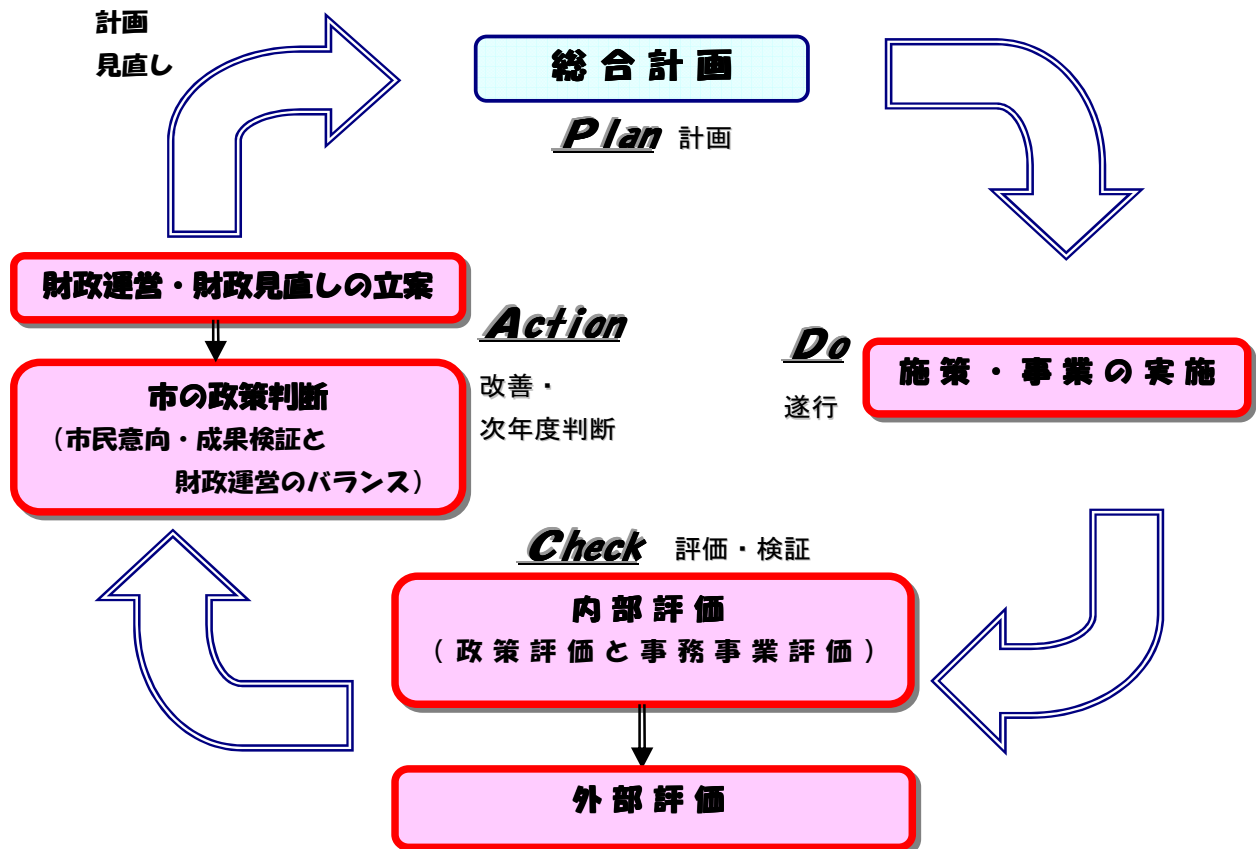
- 「事業を取り巻く状況」による分類
より緊急性が高く、事業を行う環境が整っているものを優先します
- A: 事業計画に基づき積極的に推進、国県の制度に倣い推進
 - B: 事業計画に基づき事業を推進
 - C: 事業計画の見直しを行いながら事業を推進
 - C': 事業計画の相当の見直しを行いながら事業を推進
 - D: 大幅な事業計画の見直しを行いながら事業を推進
-
- E: 事業計画を見直しのうえ事業着手を検討
 - F: 事業を廃止、凍結

PDCAの導入

計画 (Plan) は普遍のものではなく、実行に移し (Do)、結果・成果を評価し (Check)、改善・改良を加え (Action)、次の計画 (Plan) へとつなげることが必要です。

計画に位置付けられている施策・事業の前年度の取組について、PDCAサイクルを実行することによって、効率的かつ効果的なまちづくりを進めます。

PDCAサイクル



7 下野市の現状

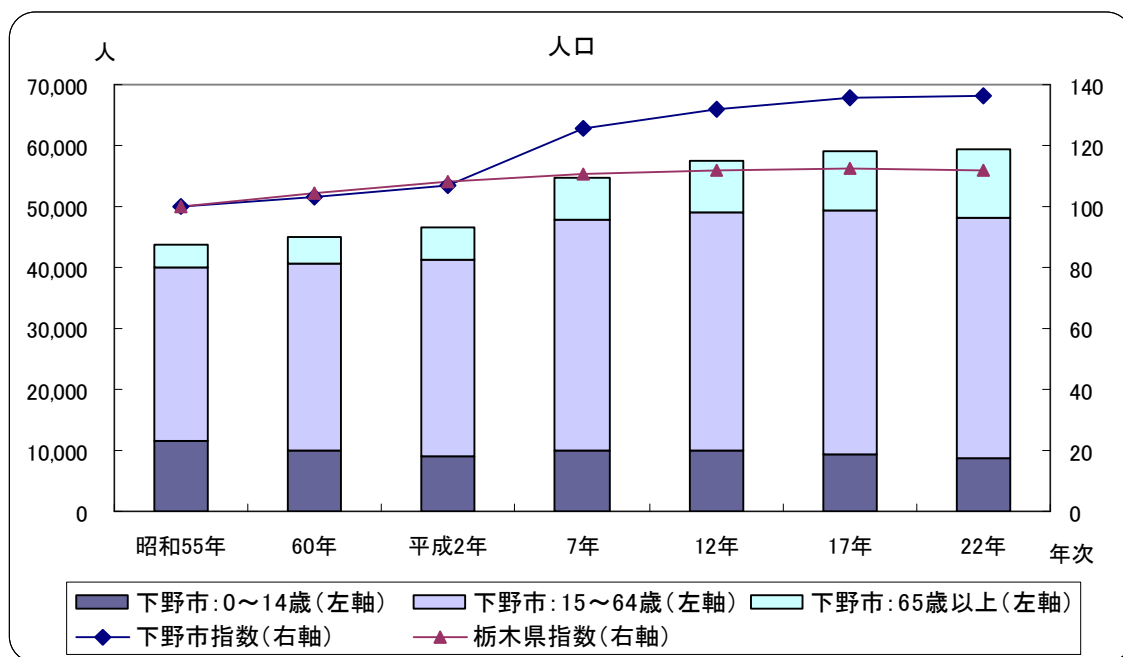
【人口・世帯】

我が国では、未婚率の上昇や晩婚化・晩産化、さらには、平均寿命の伸長などにより、少子高齢化が急速に進んでいます。

本市は、首都圏郊外の住宅地として、また、宇都宮市や小山市などの主要都市に隣接する好立地条件を活かして人口が増加してきました。

本市の人口は、平成22年は5万9,483人であり、平成17年の5万9,132人に比べ351人(0.6%)増えました。年少人口(0～14歳)が8,825人、老年人口(65歳以上)が1万1,300人と、老年人口が年少人口を大きく上回っています。世帯数は、2万501世帯で、平成17年の1万9,378世帯に比べ1,123世帯(5.8%)増えました。

国勢調査によると、人口減少が進展していますが、本市では、地域の活力を高めることで、後期基本計画期間の人口は微増するものと見込まれます。



資料：国勢調査

(注)「下野市指数」「栃木県指数」は、昭和55年の人口を100とした場合の指数

【産業、経済】

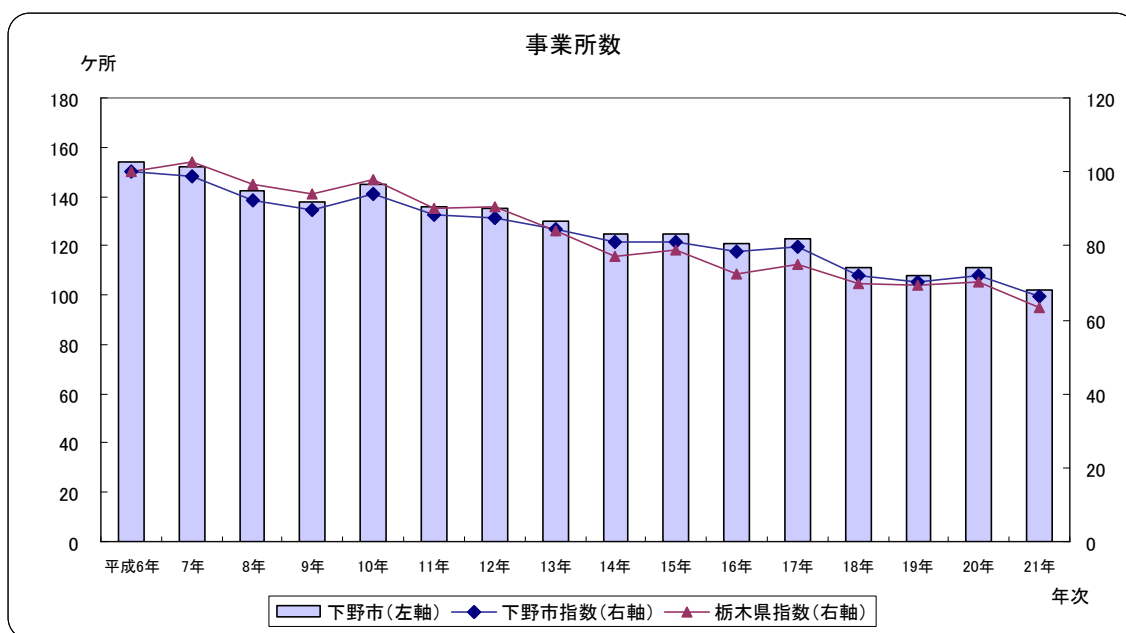
経済のグローバル化や国内経済の規模縮小を背景に、企業は生産拠点を国外に移転させています。さらに、平成20年に発生した世界同時不況は、我が国の経済にも多大な影響を及ぼしました。

こうした中、激しさを増す地域間競争を乗り越えるため、活力ある地域として新たな特性を発見し、地域経済の活性化や雇用創出に取り組むことが求められています。

本市の主要産業としては、農業、商業、製造業などが挙げられます。

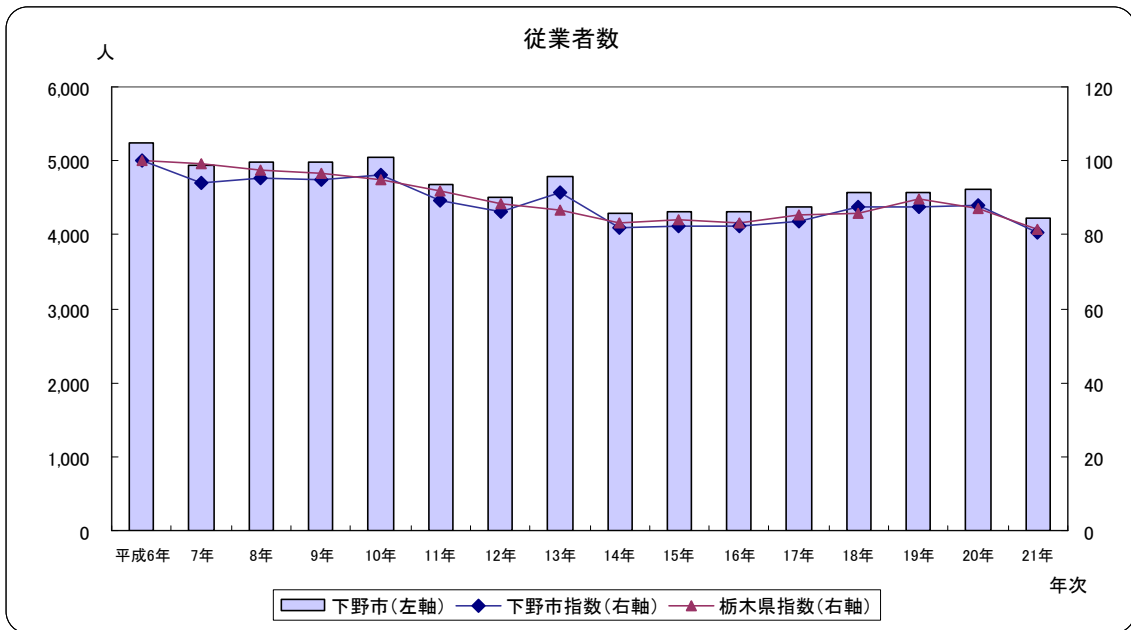
本市で、生産活動を行う事業所数、従業者数は、いずれも平成6年以降概ね減少傾向にあり、特に、平成20年から21年にかけて落ち込み、平成21年時点で102社、4,224人となっています。事業所数の減少は、全国的な傾向と同様の背景があるものと考えられます。

製造品出荷額等についても、平成20年から21年にかけて落ち込み、平成21年時点で1,633億2,000万円となっています。全国的な動向と同様、平成20年秋のリーマンショックに端を発した景気後退により、製造業の生産活動が減速したものと考えられます。

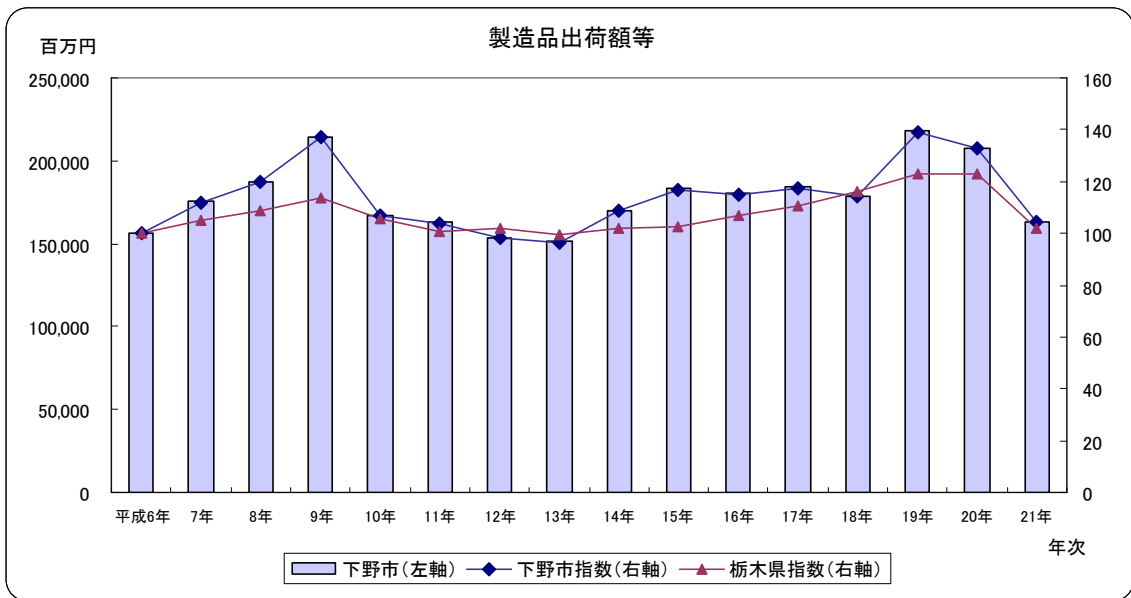


資料：工業統計調査

(注)「下野市指数」「栃木県指数」は、平成6年の事業所数を100とした場合の指数



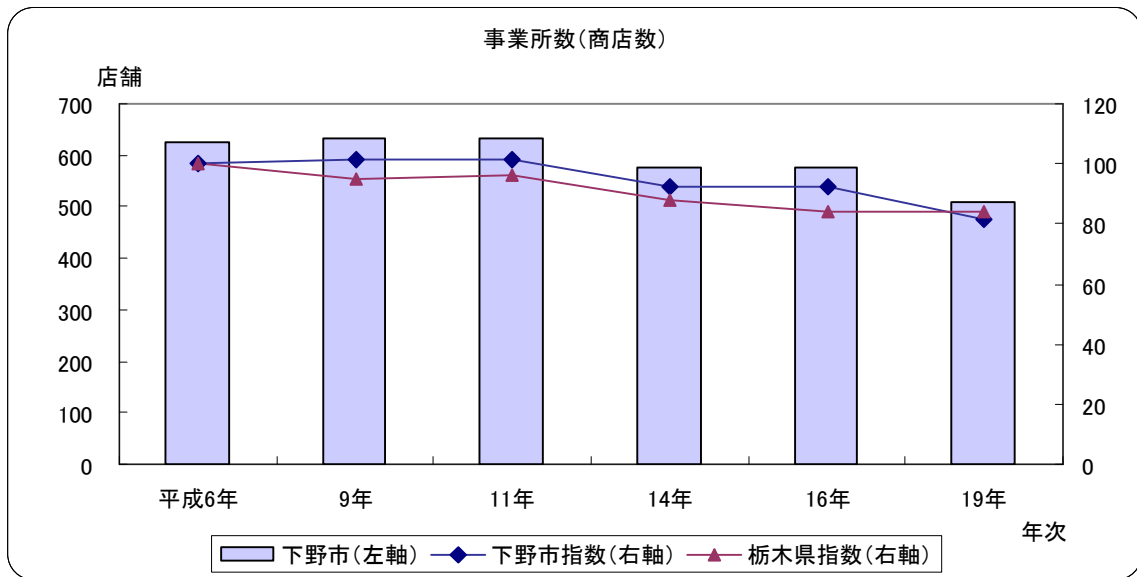
資料：工業統計調査
 (注)「下野市指数」「栃木県指数」は、平成6年の従業者数を100とした場合の指数



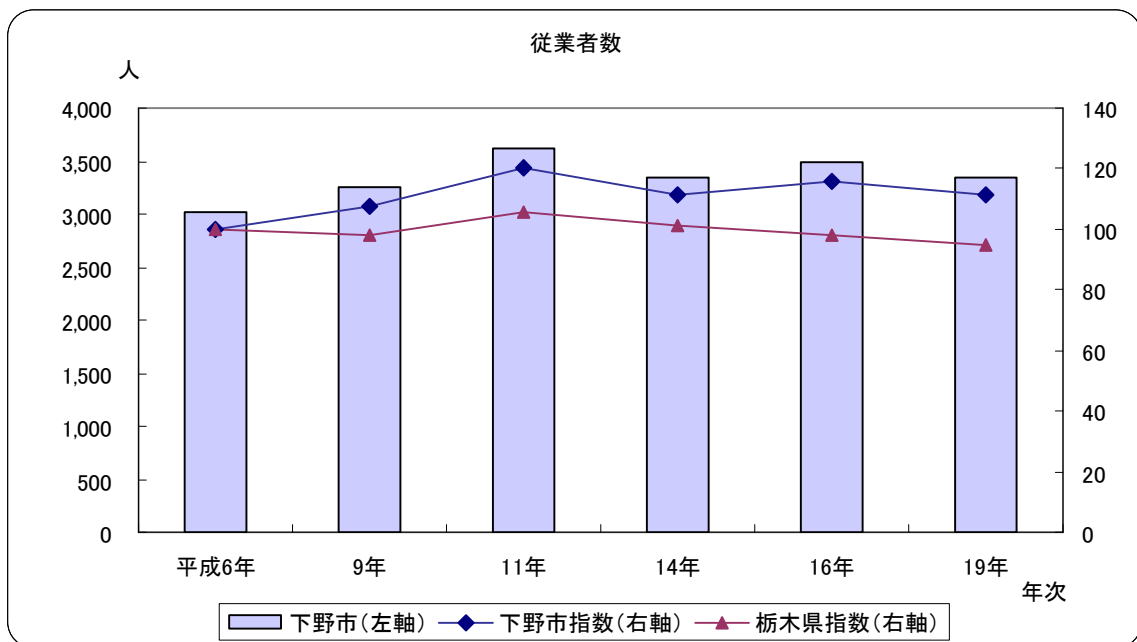
資料：工業統計調査
 (注)「下野市指数」「栃木県指数」は、平成6年の製造品出荷額等を100とした場合の指数

商業では、商店数は平成11年以降、大幅に減少し、平成19年時点で510店舗となっています。

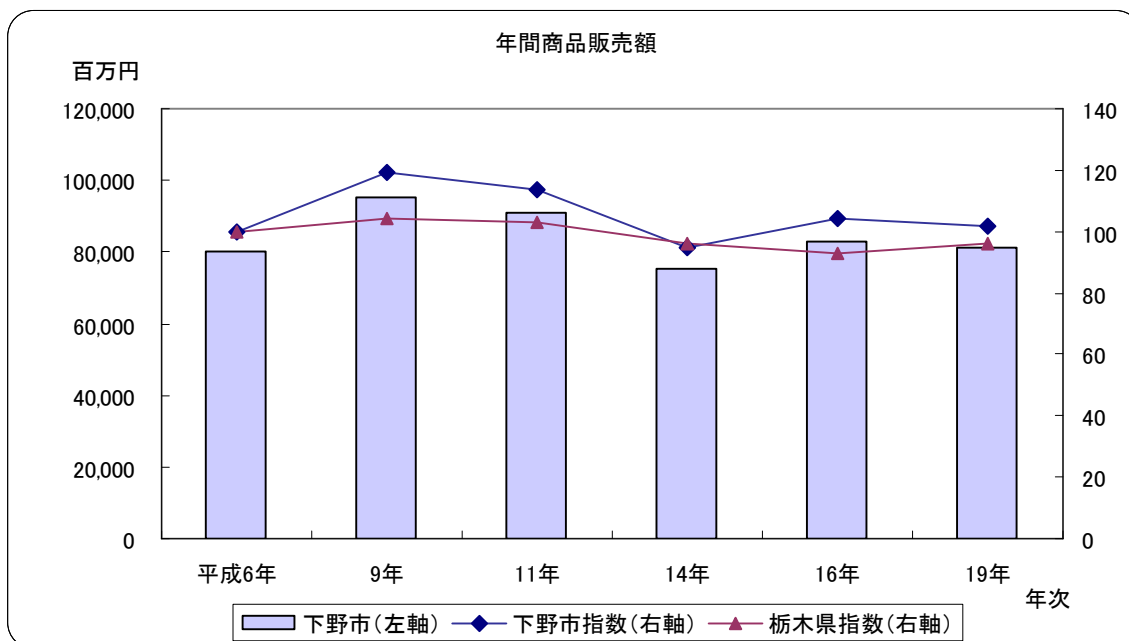
一方、従業者数は平成11年以降、増加と減少を繰り返し、平成19年時点で3,348人になっています。これは、商店の大規模化が進むなど、本市の商業構造が大きく変化しているためと考えられます。結果的に、年間商品販売額は、従業者数の推移と類似しており、平成14年から16年にかけて増加し、平成16年、19年とも800億円台を推移しています。



資料：商業統計
 (注)「下野市指数」「栃木県指数」は、平成6年の店舗数を100とした場合の指数



資料：商業統計
 (注)「下野市指数」「栃木県指数」は、平成6年の従業者数を100とした場合の指数



資料：商業統計

(注)「下野市指数」「栃木県指数」は、平成6年の年間商品販売額を100とした場合の指数

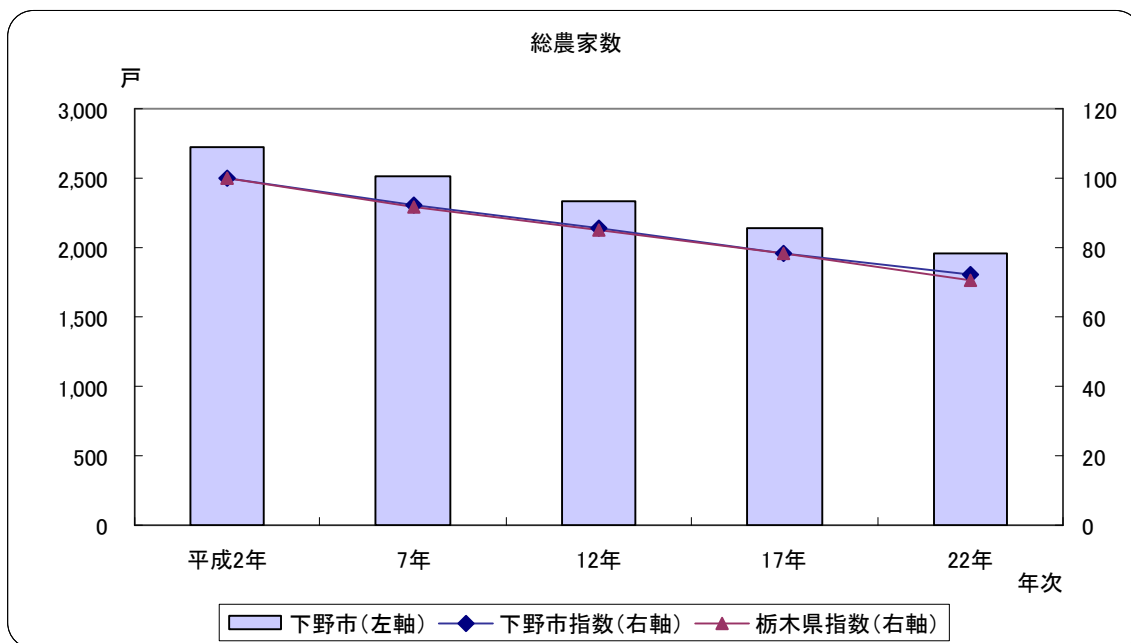
農業でも、農産物の輸入自由化など、グローバル化の影響下で厳しい環境が続いています。農業者の高齢化、後継者不足が進み、今後、農業生産が行われない耕作放棄地や不作付地の増加が見込まれ、農業生産構造の脆弱化や食料供給力の低下が懸念されています。

一方で、BSE問題や残留農薬問題などを受け、消費者の食の安全・安心に対する関心は高くなっており、農産物に対する安全を確認できる生産体制が求められています。各産地では安全・安心な農産物を生産するとともに、ブランド化の取組が進められています。

また、農業者が加工・販売等にも取り組む6次産業化や商工業者等の連携による新商品開発など、新たなビジネスも生まれています。

本市では、総農家数は減少の一途であり、平成22年には1,961戸と2,000戸を割り込みました。全国的な傾向と同様、農業者の高齢化と後継者不足が見られます。

一方で、市内の直売所や道の駅で新鮮な農産物や工夫をこらした加工品を販売し、一定の収益を得ている農業者もいます。



資料：農林業センサス

(注)「下野市指数」「栃木県指数」は、平成2年の総農家数を100とした場合の指数

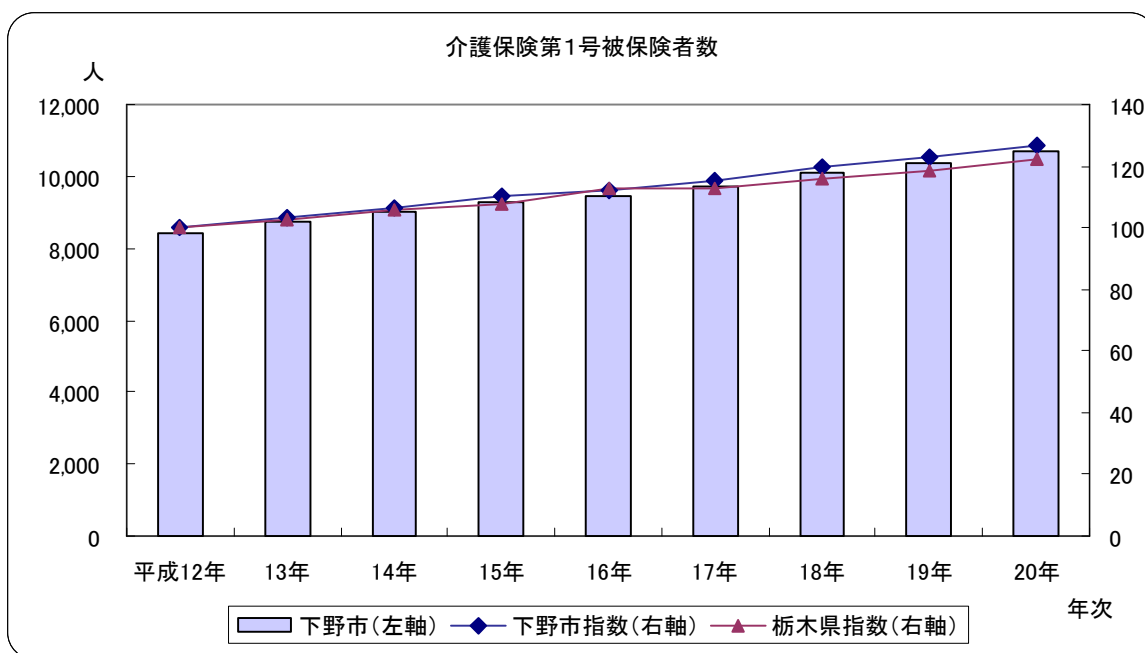
【保健、福祉、医療】

疾病予防の意識が高まり、また、がん検診等の受診環境を整備したことにより、受診率が向上しています。

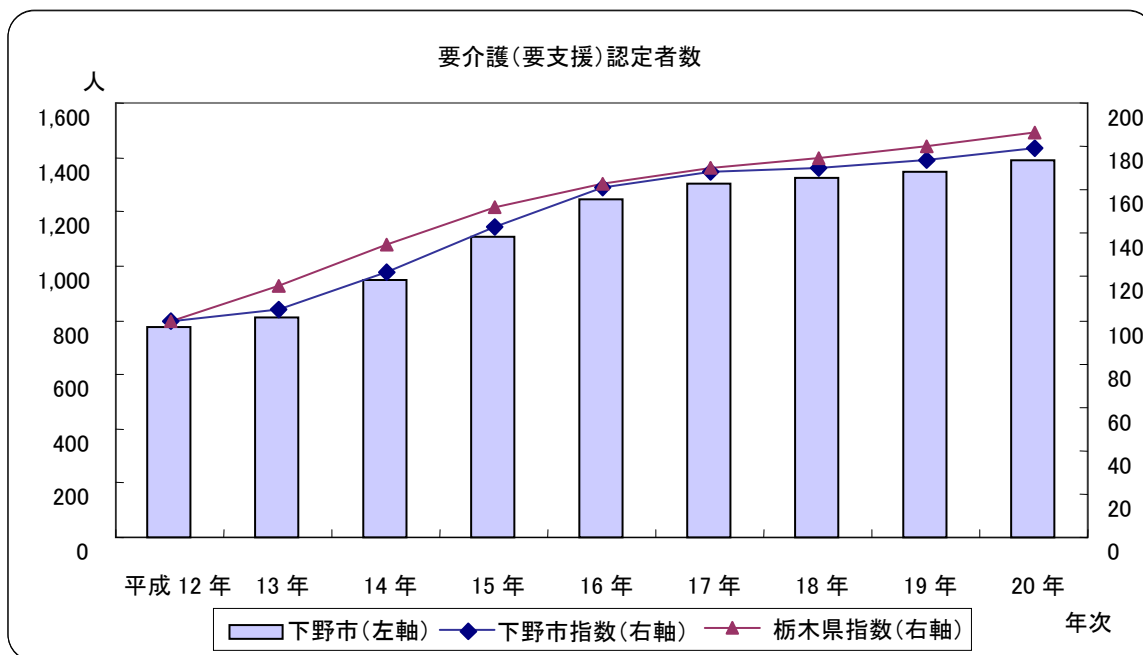
平成20年度から始まった後期高齢者医療制度は、被保険者の制度に対する理解が深まり広く定着してきています。

また、介護保険は、高齢化の進行により介護保険第1号被保険者数（65歳以上）の増加に伴い要介護（要支援）認定者数も毎年増加傾向にあります。第1号被保険者数は平成18年には1万人を超え、平成20年で10,695人、要介護者数は平成20年で1,391人となっています。

人々の価値観やライフスタイルが多様化しており、地域での人と人とのつながりが薄れる中で、子育てをしている母親などは、身近な相談相手がないなどの理由で、育児への負担や不安を感じる人が増えています。



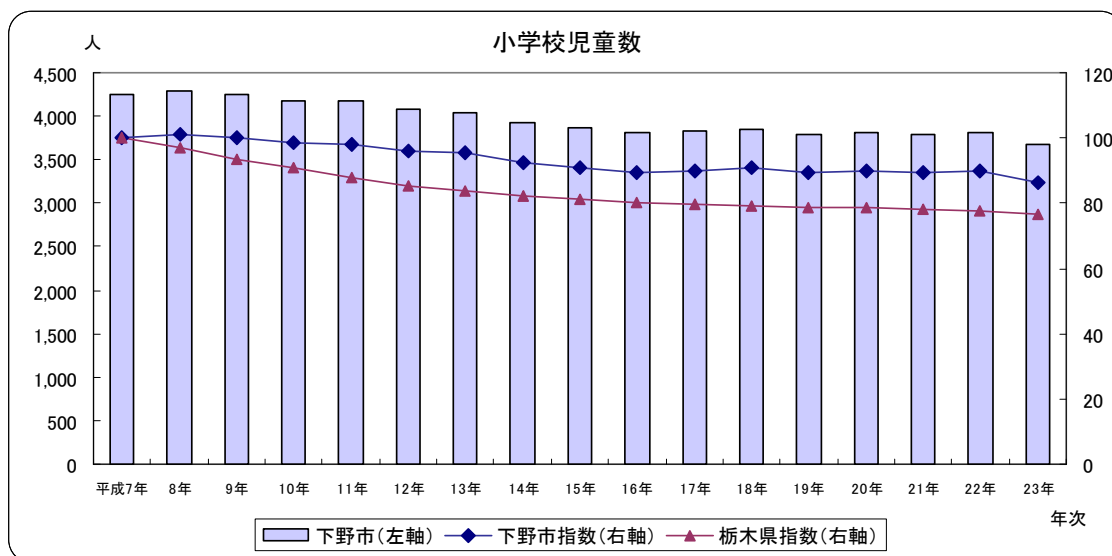
資料：下野市高齢者保健福祉計画(平成21年3月)、介護保険事業状況報告年報
(注)「下野市指数」「栃木県指数」は、平成12年の被保険者数を100とした場合の指数



資料：下野市高齢者保健福祉計画(平成 21 年 3 月)、介護保険事業状況報告年報
 (注)「下野市指数」「栃木県指数」は、平成 12 年の要介護者数を 100 とした場合の指数

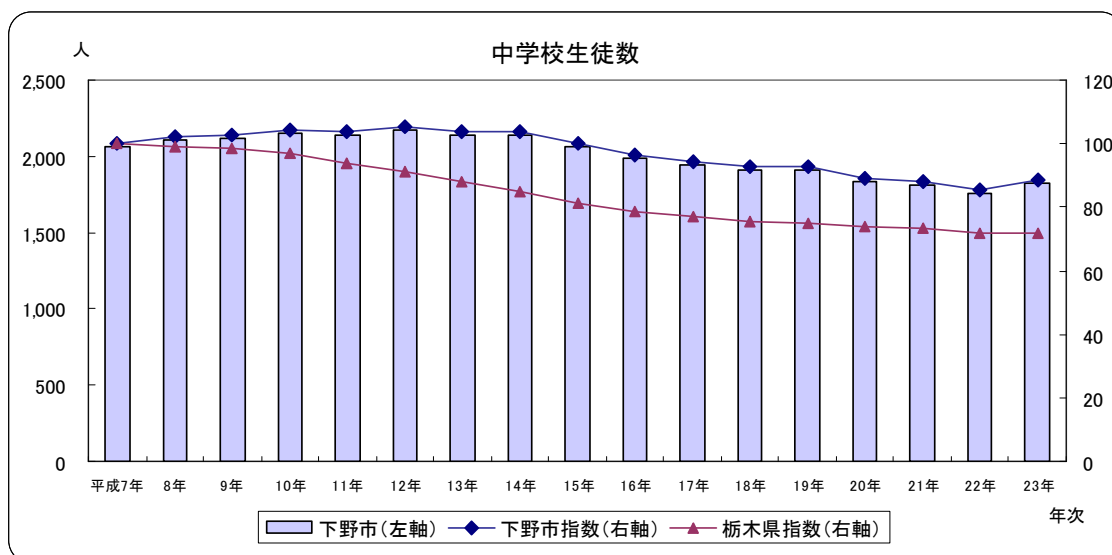
【学校教育】

少子化が進行し、小学校児童数は減少傾向にあり、平成10年の4,178人から平成23年には3,671人へと507人減少しています。また、中学校生徒数も減少傾向にあり、平成16年には2,000人を下回り、平成23年には1,821人となっています。



資料：学校基本調査

(注)「下野市指数」「栃木県指数」は、平成7年の児童数を100とした場合の指数



資料：学校基本調査

(注)「下野市指数」「栃木県指数」は、平成7年の生徒数を100とした場合の指数

【地域社会・コミュニティ】

少子高齢化が進む中、子どもの健全育成や高齢者の見守り、防犯活動、地域福祉活動など、地域コミュニティが果たすべき役割は今後ますます大きくなると想定されますが、地域コミュニティの衰退によるこれらの機能低下が懸念されます。

平成23年3月の東日本大震災では、避難活動や避難地生活において地域コミュニティの重要性が認識されました。これを受け、本市でも、市民が安全・安心に生活を送るための防犯・防災体制の強化が重要な課題となっています。地域の実情に応じた自主防災組織化が検討されるなど、自助・共助の精神に基づき、地域コミュニティの見直しが図られています。

また、近年、人々の間に社会貢献意識が高まりつつあり、東日本大震災では、震災後、全国各地から多くのボランティアが被災地にかけつけ、復興支援という形で貢献した人々もたくさんいます。

一人ひとりの生き方が尊重され、人と人との互いに認め合い、思いやり、支えあう、真に「心の豊かさ」を実感できる社会づくりが求められます。

※グラフか写真を挿入

Ⅱ しもつけ重点戦略

しもつけ重点戦略は、時代の潮流や本市の特色などを踏まえながら、合併 6 年目を迎えた本市が、将来像「思いやりと交流で創る新生文化都市」をより確実に、より効果的に実現していくために、重点的・戦略的に取り組むべき施策・事業を抽出したものです。

この戦略は、「日々の暮らしを守る」、「交流・きずなをつくる」及び「強みを発揮する」の 3 つの重点戦略から構成されています。

重点戦略に掲げられた施策・事業を着実に推進することにより、下野市民であること、下野市に住んでいることを誇りと感じ、子どもたちがいつまでも住み続けたいと思えるまちづくりを目指します。

重点戦略 1. 「日々の暮らしを守る」～安全・安心な地域社会形成戦略～

東日本大震災を契機として市民が安全・安心に生活を送るための防災・防犯体制や都市基盤の強化が課題となっています。さらに、少子化の進行や核家族化などにより、次代を担う子どもたちを安心して生み育てることができる環境づくりが求められていることから、暮らしの基本となる安全を確保し、安心で明るい地域社会の形成を推進します。

重点戦略 2. 「交流・きずなをつくる」～協働による活力ある地域社会形成戦略～

合併してよかったという実感を全市民が共有できるようにするため、合併のメリットを最大限に活用し、市民の一体感醸成に資する取組が求められています。さらに、地域の絆を更に強化し、活力にあふれた地域社会を創る必要があります。そのため、行政と、市民や市民団体、企業、学校、各種団体等、多様な主体との協働・連携が不可欠であり、協働によるきずなづくりを推進します。

重点戦略 3. 「強みを発揮する」～地域資源の活用によるしもつけの魅力創造戦略～

豊かで優れた自然環境、下野薬師寺跡や下野国分寺・尼寺跡等の歴史・文化的資源、また、北関東自動車道、国道新・旧 4 号、国道 352 号、J R 宇都宮線の 3 駅等の充実した交通基盤、東京へのアクセスが容易な地理的優位性、さらに、自治医科大学附属病院を中心とした地域医療の充実など、市内には多くの優れた地域資源があります。これらの豊かな地域資源を積極的に活用し、新たな魅力づくりを推進します。

※この重点戦略には、基本計画の目標年次までには完結しない施策・事業が含まれていますが、目標の達成状況等に応じて、それ以降の年次においても重点的に推進するものとします。

しもつけ重点戦略 1. 「日々の暮らしを守る」

しもつけ重点戦略 2. 「交流・きずなをつくる」

しもつけ重点戦略 3. 「強みを発揮する」

重点戦略に掲げる施策・事業については、現在、調整しており、第1章から第6章までの審議を終えた後に、重点戦略案としてお示しします。

Ⅲ 施策の概要

A：心豊かに暮らせる、創造と躍進のまち

1章 みんなで学び文化を育むふれあいのまちづくり

1 (1) 次代を担う人材の育成

■ 分野別指標

| 指標名 | | 過去 (H19) | 現状値 (H23) | 目標値 (H27) |
|--------|-----|----------|-----------|-----------|
| 自ら学ぶ意欲 | 小学生 | 3.41 | 3.43 | 3.45 |
| | 中学生 | 3.35 | 3.44 | 3.46 |

(指数は下野市教育研究所の学力向上意欲調査による。本調査は、『なぜだろう』とか『ふしぎだな』と考えることが多い方だと思いますか?」他、7項目による設問を4段階で評点化したもの。最高値：4.00)

■ 現状と課題

教育活動については、学校の安全・安心の確保が強く求められており、学校・家庭・地域との連携を一層進めることが必要です。

幼児教育については、個別支援を必要とする幼児の増加により、小学校の受入れ体制の強化が求められ、幼稚園・保育園・小学校の緊密な連携が必要です。

教育内容については、特別支援教育※1、食育※2、情報教育、小学校での外国語教育等の充実が必要です。さらに、郷土愛を育む教育も必要です。

また、今後の児童生徒数の変化に対応し、学校の適正規模、配置の検討を行い、住民の意向を踏まえた学校の再編が必要です。

学校施設については、安全に学校生活を送れるよう良好な教育環境の確保が必要です。また、環境教育等を目的とした太陽光発電装置の設置が必要です。

■ 基本方針

教育活動については、学校の安全・安心を高めるため、地域との連携による教育に取り組みます。

幼児教育については、幼稚園・保育園・小学校の緊密な連携等を図ります。

学校教育については、児童生徒のより良い教育環境と効果的な教育の実現に向け、教育内容の充実を図ります。また、地域に興味・関心と誇りをもたせるため、ふるさと学習を行います。

学校施設については、学級定員の見直しによる増改築や、老朽化による校舎及び体育館の耐震改修、給食施設の改築、校庭や老朽化したプールの改修、太陽光発電装置の設置等、施設や設備の充実に努めます。

※1 従来の特殊教育の対象の障がいだけでなく、LD（学習障がい）、ADHD（注意／欠陥多動性障がい）、高機能自閉症を含めて、障がいのある児童・生徒に対して適切な教育等を行う事業。

※2 「食べ物をバランスよく食べ、望ましい食生活が送れる2」の能力を小さいうちから身につけさせること。（消費者に対し「食」の安全に関する知識、「食」の選び方や組み合わせ方などを教えること。）

■ 満足度

「小中学校の教育」については、一定の満足度を得られており、過去と比較すると改善しています。今後も、教育内容の充実、学校施設の充実に努め、満足度の向上を図ります。

また、「幼児教育」についても、一定の満足度を得られ、過去と比較すると改善しています。さらに、幼児教育の充実に努め、満足度の維持に努めます。

| 項 目 | 満足度(過去) | 満足度(現状) | 満足度(将来) |
|---------|---------|---------|---------|
| 小中学校の教育 | ★★★★☆ | ★★★★☆ | ★★★★★ |
| 幼児教育 | ★★★★☆ | ★★★★☆ | ★★★★☆ |

■ 施策・事業内容

| 事業内容 | 進捗度 | 担当課 | 優先度 |
|------------------------------------|-----|----------------|------|
| 【地域ぐるみの教育活動の推進】 | | | |
| ○市民協働による開かれた学校づくり (ファミリエ下野教育運動) | B | 学校教育課 生涯学習課 | 3-B |
| ○安全・安心な学校づくり (スクールガード支援) | B | 学校教育課 | 3-B |
| 【幼児教育の充実】 | | | |
| ○幼稚園・保育園・小学校との連携 | B | 教育総務・学校教育課 | 3-C' |
| ○幼稚園就園奨励費の助成 | B | 教育総務課 | 3-C' |
| ○幼稚園第二子等保育料の減免助成 | B | 教育総務課 | 3-C' |
| ○幼稚園の特色ある運営及び特別支援児教育の支援 | B | 教育総務課 | 3-B |
| ○幼稚園での子育て支援 | B | 教育総務課 | 3-C' |
| 【学校教育の充実】 | | | |
| ○学校適正配置の推進 | 新規 | 教育総務課 | 3-A |
| ○教育委員会事業の点検・評価 | B | 教育総務課 | 3-B |
| ○教育のつどいの開催 | B | 教育総務課 | 5-B |
| ○児童の表彰 | B | 教育総務課 | 3-B |
| ○奨学金の貸付 | B | 教育総務課 | 3-B |
| ○学校教育サポート | B | 学校教育課 | 3-B |
| ○教育研究所の運営 | B | 学校教育課 | 3-B |
| ○小中連携教育の推進 | B | 学校教育課 | 3-B |
| ○特色ある教育活動の推進 | B | 学校教育課 | 5-A |
| ○スクールアシスタントの配置 | B | 学校教育課 | 3-A |
| ○外国語教育の推進 | B | 学校教育課 | 3-B |
| ○情報教育の推進 | B | 学校教育課 | 3-A |

| | | | |
|--------------------------|----|-------|------|
| ○下野ふるさとの大発見 (ふるさと学習) | 新規 | 学校教育課 | 3-B |
| 【学校施設の充実】 | | | |
| ○体育館の耐震補強・改築 | A | 教育総務課 | 4-A |
| ○校舎の大規模改修 | B | 教育総務課 | 4-A |
| ○プールの改修 (内面・ろ過器等改修) | B | 教育総務課 | 3-C' |
| ○石橋地区学校給食施設の改築 | B | 学校教育課 | 4-A |
| ○学級定員変更に伴う増改築 | B | 教育総務課 | 4-A |
| ○学校のエコ改修 (太陽光発電装置の設置) | B | 教育総務課 | 3-C' |
| ○校庭の改修 | B | 教育総務課 | 3-D |

1 (2) 生涯にわたる学びの機会の充実

■ 分野別指標

| 指 標 名 | 過去 | 現状値 (H23) | 目標値 (H27) |
|------------------------------|----|-----------|-----------|
| 市民活動支援サイト 「Youがおネット」登録会員数 | — | 32 団体 | 50 団体 |

■ 現状と課題

生涯学習については、ライフスタイルに応じ自由に学べる多様な場や機会の提供が求められています。

公民館などの講座では、地域や生活に密着した課題等に関する講座が不足し、市民の意識や関心を高める学習機会が必要です。

市民の価値観が多様化している中、様々なまちづくりの課題に適切に対応していくため、市民活動団体等多くの主体と行政との協働推進が必要です。

公民館については、施設が老朽化し、安全面や機能面に配慮した整備が必要です。

青少年の健全育成については、青少年育成者養成講座の受講者が減少しています。

スポーツ・レクリエーション活動については、近年の余暇時間の増大や健康志向等により、市民のスポーツに対するニーズが多様化しており、スポーツ・レクリエーションに親しめる環境整備や機会の充実を図る必要があります。

■ 基本方針

生涯学習については、多様化した市民の学習ニーズに応えるため、関係機関及び団体と連携を深め、多くの市民が参加できる機会の提供や自主的な学習活動の支援を推進します。

公民館については、老朽化に対応した耐震改修を進めます。

図書館については、民間委託や指定管理者制度等を導入し、管理運営の効率化に努めます。

青少年の健全育成については、青少年育成の指導者を確保するため、指導者養成講座の充実に努めます。

スポーツ・レクリエーション活動については、市民の誰もが、生涯にわたってスポーツが楽しめる環境整備を進めるとともに、総合型地域スポーツクラブの自主運営を進めます。

また、スポーツ施設の老朽化に対応した施設の整備・拡充を図ります。

■ 満足度

「社会教育・文化的活動を行う機会」については、一定の満足度が維持されています。今後も、生涯学習の推進に取り組み、満足度の維持に努めます。

「青少年の健全育成」については、過去と比較すると満足度の改善が見られます。今後も、関係機関等との連携協力による各種活動を展開し、満足度の維持に努めます。

「スポーツ・レクリエーション活動の機会」については、過去と比較すると満足度が維持されています。今後も、スポーツ・レクリエーション活動を推進し、満足度の維持に努めます。

| 項 目 | 満足度（過去） | 満足度（現状） | 満足度（将来） |
|--------------------|---------|---------|---------|
| 社会教育・文化的活動を行う機会 | ★★★★☆ | ★★★★☆ | ★★★★☆ |
| 青少年の健全育成 | ★★☆☆☆ | ★★★★☆ | ★★★★☆ |
| スポーツ・レクリエーション活動の機会 | ★★★★☆ | ★★★★☆ | ★★★★☆ |

※写真を挿入

※写真を挿入

■ 施策・事業内容

| 事業内容 | 進捗度 | 担当課 | 優先度 |
|--|-----|---------|------|
| 【生涯学習の推進】 | | | |
| ○社会教育の推進 (社会貢献活動実践者の育成・支援、市民情報化の推進) | C | 生涯学習課 | 5-B |
| ○生涯学習の推進 | B | 生涯学習課 | 5-B |
| ○公民館の管理運営 | C | 生涯学習課 | 5-C' |
| ○公民館施設の整備 (耐震補強・大規模改修) | 新規 | 生涯学習課 | 3-D |
| ○図書館の管理運営 (指定管理者制度等導入、子どもの読書活動推進計画の推進) | C | 生涯学習課 | 5-C' |
| ○生涯学習情報センターの管理運営 (市民活動支援サイト充実) | B | 生涯学習課 | 5-C' |
| 【青少年の健全育成】 | | | |
| ○青少年健全育成の推進 (児童・生徒とボランティア団体・行政関係者等との交流) | B | 生涯学習課 | 5-C' |
| 【スポーツ・レクリエーション活動の推進】 | | | |
| ○スポーツ推進計画の策定・推進 | C | スポーツ振興課 | 5-C' |
| ○スポーツに親しむ機会の提供 | B | スポーツ振興課 | 5-C' |
| ○総合型地域スポーツクラブの自立・支援 | B | スポーツ振興課 | 5-B |
| ○体育施設の整備・拡充 | 新規 | スポーツ振興課 | 5-B |
| ○体育施設の管理運営 (運営改善) | C | スポーツ振興課 | 5-C' |

1 (3) 豊かに暮らす文化の振興

■ 分野別指標

| 指 標 名 | 過去 (H18) | 現状値 (H23) | 目標値 (H27) |
|------------|----------|-----------|-----------|
| 国指定史跡の公有化率 | 60.1% | 60.7% | 62.0% |

■ 現状と課題

文化・芸術活動については、市民が一堂に会せる文化施設がないため、他施設を利用しています。今後、文化芸術活動の拠点となる施設が必要です。

文化遺産については、下野薬師寺、下野国分寺等の史跡を、市民団体、自主学習グループの活動の「場」としての利用が高まっています。

また、史跡地の遺構の整備が進んでいますが、史跡から出土した遺物の展示場所に限られるため、展示収蔵施設の確保が必要です。

国内交流（地域間交流）については、香川県高松市国分寺地区との交流を進めるため、平成22年に国内交流協会を発足させました。

国際交流については、ドイツ連邦共和国ディーツヘルツタール市との交流を進めるため発足した国際交流協会の会員数が増加しています。今後は、国際交流への理解を一層推進する必要があります。

■ 基本方針

文化・芸術活動については、心豊かな人づくりのため、文化の鑑賞・発表等の機会の提供を進めます。また、文化芸術施設の整備について検討を進めます。

文化遺産については、史跡の整備とあわせ、文化財の総合的な活用を図るため、展示収蔵施設を整備します。

国内交流については、教育、文化、スポーツ等、様々な分野において交流を進めます。

国際交流については、国際感覚豊かな人材を育成し、国際交流や異文化の相互理解を一層推進していきます。

■ 満足度

「文化・芸術活動の促進」については、過去と比較すると満足度の低下が見られます。市民がスムーズに参加、活動できるような文化・芸術活動の促進に努め、満足度の向上を図ります。

「文化遺産の保存や活用」については、一定の満足度が維持されています。今後、文化遺産を活かした事業を展開し、満足度の維持に努めます。

「地域間交流・国際交流」については、一定の満足度が維持されています。今後、事業の推進に取り組み、満足度の維持に努めます。

| 項 目 | 満足度(過去) | 満足度(現状) | 満足度(将来) |
|------------|---------|---------|---------|
| 文化・芸術活動の促進 | ★★★☆☆ | ★★☆☆☆ | ★★★☆☆ |
| 文化遺産の保存や活用 | ★★★★☆ | ★★★★☆ | ★★★★☆ |
| 地域間交流・国際交流 | ★★★☆☆ | ★★★☆☆ | ★★★☆☆ |

■ 施策・事業内容

| 事業内容 | 進捗度 | 担当課 | 優先度 |
|-----------------------|-----|-------|------|
| 【文化・芸術活動の促進】 | | | |
| ○文化芸術活動の推進 | C | 文化課 | 5-B |
| ○グリムの森・グリムの館の管理運営・活用 | B | 文化課 | 5-B |
| ○文化芸術施設整備の検討 | 新規 | 文化課 | 5-C' |
| 【文化遺産の保存と活用】 | | | |
| ○文化財・史跡の保護 | B | 文化課 | 5-C' |
| ○重要遺跡の発掘調査 | B | 文化課 | 5-C' |
| ○史跡下野国分寺跡の保存整備 | B | 文化課 | 5-B |
| ○史跡下野国分尼寺跡の保存整備 | 新規 | 文化課 | 5-B |
| ○史跡下野薬師寺跡の保存整備 | B | 文化課 | 5-C' |
| ○薬師寺ふるさと歴史の広場の管理運営・活用 | B | 文化課 | 5-C' |
| ○文化財展示収蔵施設の整備 | 新規 | 文化課 | 5-C' |
| 【国内交流の推進】 | | | |
| ○小学校児童の派遣・受入 | C | 生活安全課 | 5-D |
| ○地域間団体の交流 | C | 生活安全課 | 5-D |
| ○国内交流協会への活動支援 | B | 生活安全課 | 5-D |
| 【国際交流の推進】 | | | |
| ○交流員の配置 | C | 生活安全課 | 5-B |
| ○中学校生徒の派遣・受入 | C | 生活安全課 | 5-B |

2章 知恵と意欲で創造性豊かなまちづくり

2 (1) 大都市近郊農業の振興

■ 分野別指標

| 指 標 名 | 過去 (H20) | 現状値 (H23) | 目標値 (H27) |
|------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 認定農業者経営面積(1人当たり) | 45,913 m ² | 52,020 m ² | 58,000 m ² |

(下野市認定農業者台帳)

■ 現状と課題

農業については、農業従事者の減少や高齢化が進み、耕作放棄地が増加しています。

農業経営については、認定農業者の確保・育成を図りながら、経営規模の改善を図っていく必要があります。

農村環境については、本市の自然環境を保全し、環境負荷を軽減するため、農村地域の環境保全活動が必要です。

農業生産基盤については、農産物の生産及び販売額の向上を図るため、ほ場整備等による基盤の強化が必要です。

■ 基本方針

農業経営については、本市農業の安定的な発展を図るため、農業担い手を育成するほか、農用地の集積確保等による経営規模拡大を進めるなど、経営改善を推進します。

農村環境については、農村地域の環境保全活動を推進します。

農業生産基盤については、経営規模拡大と農業生産基盤の強化を図るため、ほ場や農道等の整備を進めます。

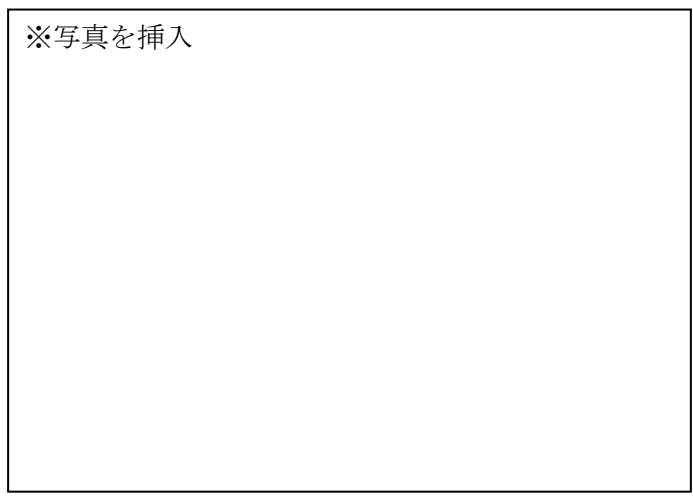
■ 満足度

「農業の振興」については、過去と比較すると、改善が見られます。今後は、農業生産基盤の整備を進めながら、農業の経営改善と農村環境の保全に取り組み、満足度の維持に努めます。

| 項 目 | 満足度(過去) | 満足度(現状) | 満足度(将来) |
|-------|---------|---------|---------|
| 農業の振興 | ★★☆☆☆ | ★★★★☆ | ★★★★☆ |

■ 施策・事業内容

| 事業内容 | 進捗度 | 担当課 | 優先度 |
|-----------------------|-----|-----|------|
| 【農業経営改善】 | | | |
| ○農業担い手の支援 | B | 農政課 | 5-B |
| ○農業経営高度化の支援 | B | 農政課 | 5-C' |
| ○農用地の集積確保 | B | 農政課 | 5-C |
| ○農業近代化・経営基盤強化資金への利子補給 | B | 農政課 | 5-B |
| ○水田農業の構造改革 | B | 農政課 | 3-B |
| ○ブランド野菜生産の支援 | C | 農政課 | 5-B |
| ○地産地消の推進 | B | 農政課 | 3-B |
| ○畜産業の振興 | C | 農政課 | 5-A |
| ○6次産業化※1の推進 | 新規 | 農政課 | 5-B |
| 【農村環境の保全】 | | | |
| ○農村地域の環境保全 | B | 農政課 | 5-B |
| ○環境保全型農業の推進 | B | 農政課 | 5-C' |
| ○農業用廃ビニール等の処理対策 | B | 農政課 | 5-B |
| 【農業生産基盤の整備】 | | | |
| ○県営ほ場整備の推進 | B | 農政課 | 4-C' |
| ○県単独土地改良の推進 | B | 農政課 | 4-C' |
| ○市単独農業農村整備の推進 | B | 農政課 | 4-D |
| ○石橋南部ほ場整備地区内集出荷施設の建設 | C | 農政課 | 4-C' |
| ○江川・五千石ほ場整備地区内歩道の整備 | C | 農政課 | 4-C' |
| ○土地改良施設維持管理の適正化 | B | 農政課 | 5-C' |
| ○地籍調査の推進 | B | 農政課 | 3-B |



※1 農畜産物の生産（第1次産業）だけでなく、食品加工（第2次産業）、流通、販売（第3次産業）にも農業者が主体的かつ総合的に関わることによって、農業者自身が付加価値を得て農業を活性化させること。

| | |
|----------|---------------------|
| 2 | (2) 工業・商業の振興 |
|----------|---------------------|

■ **分野別指標**

| 指 標 名 | 過去 (H18) | 現状値 (H23) | 目標値 (H27) |
|---------|----------|-----------|-----------|
| 商工会の会員数 | 1,441 人 | 1,270 人 | 1,300 人 |

■ **現状と課題**

平成 20 年 9 月に発生した世界同時不況や平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災により、我が国経済の課題は顕在化しています。

このような中、地域経済の活性化や雇用の確保が求められているほか、商工業の振興のため、運転資金等の融資制度を継続していく必要があります。

■ **基本方針**

商工業については、経済を支える商工会を支援するとともに、雇用確保に努め、地域経済全体の活性化を促進します。

■ **満足度**

「商業の振興」については、低い値にとどまっています。商工会運営支援等により、商業の振興を促進し、満足度の向上を図ります。

「工業の振興」についても、満足度はやや低い値にとどまっています。地域での雇用確保に努め、満足度の向上を図ります。

| 項 目 | 満足度(過去) | 満足度(現状) | 満足度(将来) |
|-------|---------|---------|---------|
| 商業の振興 | ★☆☆☆☆ | ★☆☆☆☆ | ★★☆☆☆ |
| 工業の振興 | ★★☆☆☆ | ★★☆☆☆ | ★★★☆☆ |

■ **施策・事業内容**

| 事業内容 | 進捗度 | 担当課 | 優先度 |
|-------------------|-----|-------|--------|
| 【商・工業の振興】 | | | |
| ○商工会への運営支援 | C | 商工観光課 | 5 - C' |
| ○商工業の振興 | B | 商工観光課 | 5 - B |
| ○中小企業への支援 | B | 商工観光課 | 5 - B |
| ○県南公設地方卸売市場への運営支援 | B | 商工観光課 | 5 - B |
| 【雇用支援対策】 | | | |
| ○雇用対策の推進 | B | 商工観光課 | 5 - C |

2 (3) シティ・セールスの推進

■ **分野別指標**

| 指 標 名 | 過去 (H18) | 現状値 (H22) | 目標値 (H27) |
|---------|-----------|-----------|-------------|
| 市観光客入込数 | 685,516 人 | 553,462 人 | 1,100,000 人 |

■ **現状と課題**

近年では、地域のホスピタリティやエコツーリズム等、地域の特性を活かした魅力ある観光地づくりが進められています。本市では、案内看板・ガイドマップ等を市民協働で作成し、観光振興を図っています。

本市のシティ・セールスのため、観光イベント等により、観光ニーズを捉えた効果的な情報発信が必要です。

■ **基本方針**

本市のイメージやブランド力を高めるため、自然、歴史、文化、産業等を、「魅力ある観光資源」として有効活用し、シティ・セールスを推進していきます。そのため、「道の駅しもつけ」を活用した効果的な情報発信を進めます。

■ **満足度**

「観光の振興」については、満足度が低い値にとどまっています。今後は、観光資源を有効に活用し、シティ・セールスに取り組み、満足度の向上を図ります。

| 項 目 | 満足度(過去) | 満足度(現状) | 満足度(将来) |
|-------|---------|---------|---------|
| 観光の振興 | ★☆☆☆☆ | ★☆☆☆☆ | ★★☆☆☆ |

■ **施策・事業内容**

| 事業内容 | 進捗度 | 担当課 | 優先度 |
|----------------|-----|-------|------|
| 【観光の振興】 | | | |
| ○市観光協会への運営支援 | C | 商工観光課 | 5-C' |
| ○観光イベントの開催 | B | 商工観光課 | 5-C' |
| ○「道の駅しもつけ」の活用 | A | 商工観光課 | 5-B |
| ○観光振興計画の策定・推進 | 新規 | 商工観光課 | 5-A |
| ○地域ブランドの確立 | 新規 | 商工観光課 | 5-C |

3章 都市と田園が共生する快適な環境で躍進するまちづくり

3 (1) 秩序ある土地利用と快適な住環境づくり

■ 分野別指標

| 指 標 名 | 過去 (H17) | 現状値 (H23) | 目標値 (H27) |
|--------|------------|-----------|------------|
| 住宅用地面積 | 1,047.9 ha | — | 1,083.0 ha |

(都市計画マスタープラン：H17 基準年次・H27 中間年次・H37 目標年次)

■ 現状と課題

土地利用については、JR宇都宮線の3駅を中心に市街地が形成されています。さらに、新庁舎が自治医大駅西側に計画され、コンパクトシティ※1の形成が期待されます。

また、土地区画整理事業※2による住環境の向上と良好な宅地の供給を行っていますが、事業の早期完了が求められます。

住環境については、民間住宅の耐震化が遅れており、施策の充実や啓発活動が必要です。

■ 基本方針

土地利用については、市街地と農村区域が調和した魅力ある都市が形成されるよう、将来人口や財政状況を考慮し、費用対効果※3を検証しながら、適切で秩序ある推進を図ります。

住環境については、市民が安全で快適に暮らせるよう、景観の保全を図るとともに、耐震化向上に向けた啓発活動を通して住環境の整備に取り組みます。

■ 満足度

「市街地整備」については、一定の満足度が維持されています。今後も、費用対効果を検証しながら秩序ある土地利用を進め、満足度の維持に努めます。

「まちなみ景観」については、過去と比較すると満足度が向上しています。今後も、安全で快適な住環境の整備を進め、満足度の維持に努めます。

| 項 目 | 満足度(過去) | 満足度(現状) | 満足度(将来) |
|--------|---------|---------|---------|
| 市街地整備 | ★★★★☆ | ★★★★☆ | ★★★★☆ |
| まちなみ景観 | ★★★★☆ | ★★★★☆ | ★★★★☆ |

※1 都市的土地利用の郊外への拡大を抑制すると同時に、中心市街地の活性化が図られた生活に必要な諸機能が近接した効率的で持続可能な都市、もしくはそれを目指した都市政策のこと。

※2 土地区画整理法に基づき、道路・公園等の公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るために行われる事業。

※3 支出した費用に対して得られる効果のこと。

■ 施策・事業内容

| 事業内容 | 進捗度 | 担当課 | 優先度 |
|-------------------------------|-----|-------|-----|
| 【秩序ある土地利用の推進】 | | | |
| ○都市計画マスタープランの見直し | B | 都市計画課 | 3-D |
| ○土地区画整理の推進 (仁良川地区・石橋駅周辺地区) | C | 区画整理課 | 4-B |
| 【安全で快適な住環境の整備】 | | | |
| ○住宅環境向上の推進 | C | 都市計画課 | 3-B |

※写真を挿入

3 (2) 人に優しい交通環境の整備

■ 分野別指標

| 指 標 名 | 過去 (H18) | 現状値 (H23) | 目標値 (H27) |
|-------|----------|-----------|-----------|
| 道路改良率 | 61.2% | 62.6% | 64.0% |

(道路改良率：規格改良済道路延長/実道路延長×100)

■ 現状と課題

市内の道路・橋梁等の中には、高度経済成長期に整備した道路等も多く、老朽化への計画的な対応が必要です。

また、道路の中には、未整備区間もあり、円滑な交通の確保が求められています。

交通環境については、JR宇都宮線3駅のバリアフリー化が進んでいます。今後は、自治医大駅から新市庁舎建設予定地につながる周辺道路のバリアフリー化が必要です。

公共交通網の充実については、高齢者等の交通弱者の移動手段を確保する必要があります。

■ 基本方針

道路・橋梁については、市幹線道路網整備計画に基づき、国県、近隣市町との連携のもと、計画的な整備及び維持管理を進めます。

交通環境の整備については、ノーマライゼーション※1のコンセプトを踏まえ、人に優しい交通環境の整備を進めます。

公共交通網の充実については、市民の日常生活を支えるため、快適な移動が可能なデマンドバス※2を適正に運行します。

■ 満足度

「道路整備」については、過去と比較すると満足度が大きく改善しています。今後も、計画的に道路・橋梁の整備と維持管理を進め、満足度の維持に努めます。

「公共交通の整備」については、過去と比較すると満足度が改善しています。交通環境の整備と公共交通網の充実に努め、満足度の向上を図ります。

| 項 目 | 満足度(過去) | 満足度(現状) | 満足度(将来) |
|---------|---------|---------|---------|
| 道路整備 | ★★☆☆☆ | ★★★★☆ | ★★★★☆ |
| 公共交通の整備 | ★★☆☆☆ | ★★★★☆ | ★★★★☆ |

※1 障がいがある人もない人も、すべての人が社会の一員として共に生きる社会が本来の姿であるという考え方。

※2 電話等による(複数の)利用者の希望乗降点(バス停名もしくは拠点施設)及び乗降車時刻の要求に応じて、希望乗降点へ迎えに行く形の経路で運行する形態のバス。

■ 施策・事業内容

| 事業内容 | 進捗度 | 担当課 | 優先度 |
|-----------------------|-----|-------|-------|
| 【道路・橋梁の整備】 | | | |
| ○主要幹線道路の整備 | B | 建設課 | 4－A～D |
| ○生活道路等の整備 | B | 建設課 | 4－A～D |
| 【道路・橋梁の維持管理】 | | | |
| ○道路・橋梁の維持管理 | B | 建設課 | 4－C’ |
| ○生活道路等の維持管理 | B | 建設課 | 3－B |
| 【人に優しい交通環境の整備】 | | | |
| ○自治医大駅周辺バリアフリーの整備 | B | 都市計画課 | 4－A |
| 【公共交通網の充実】 | | | |
| ○デマンドバスの運行 | B | 生活安全課 | 5－A |

※写真を挿入

3 (3) うるおいのある緑環境の整備

■ **分野別指標**

| 指 標 名 | 過去 (H18) | 現状値 (H21) | 目標値 (H27) |
|---------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 市民1人あたり都市公園面積 | 7.34 m ² | 7.78 m ² | 9.74 m ² |

■ **現状と課題**

公園・緑地は、市民に憩いの場を提供するとともに、防災の観点からも必要です。老朽化した公園の再生を目指し、近隣住民に安全・安心な公園を提供できるよう取り組む必要があります。

今後も、地域で親しまれる公園にするため、自治会や地域コミュニティ、ボランティア団体等と連携・協働して管理していく必要があります。

■ **基本方針**

公園・緑地の整備については、市民が安心して憩える緑・水辺空間を創出します。特に、公園の維持管理では、市民と行政との協働による管理運営のあり方の検討、取り組みを行うとともに、維持管理体制づくりを進めます。

また、郷土の豊かな自然が将来にわたって継承されるよう「緑の基本計画」の策定及び河川水路の保全管理を進めます。

■ **満足度**

「公園・緑地の整備」については、満足度は高くなっています。今後も、公園・緑地の整備と適切な維持管理に取り組み、満足度の維持に努めます。

「自然環境の保全」については、過去と比較すると満足度の向上がみられます。今後も、自然環境の保全に取り組み、満足度の維持に努めます。

| 項 目 | 満足度(過去) | 満足度(現状) | 満足度(将来) |
|----------|---------|---------|---------|
| 公園・緑地の整備 | ★★★★☆ | ★★★★★ | ★★★★★ |
| 自然環境の保全 | ★★★☆☆ | ★★★★☆ | ★★★★☆ |

■ 施策・事業内容

| 事業内容 | 進捗度 | 担当課 | 優先度 |
|-------------------|-----|-------|------|
| 【公園・緑地の整備】 | | | |
| ○公園の維持管理 | B | 都市計画課 | 3-C' |
| ○下古山地内公園の整備 | B | 都市計画課 | 4-C' |
| ○仁良川地内公園の整備 | 新規 | 都市計画課 | 4-D |
| ○（仮称）ふれあい緑地公園の整備 | B | 区画整理課 | 4-B |
| ○三王山地区市有地の整備 | 新規 | 都市計画課 | 4-C |
| 【自然環境の保全】 | | | |
| ○緑の基本計画の策定・推進 | C | 都市計画課 | 5-C' |
| ○河川水路の保全管理 | B | 建設課 | 3-C' |

B：心安らかに暮らせる、安全・安心なまち

4章 安心して暮らせる健康で明るいまちづくり

4 (1) 生涯健康のまちづくり

■ 分野別指標

| 指 標 名 | 過去 (H18) | 現状値 (H23) | 目標値 (H27) |
|-----------------|----------|-----------|-----------|
| 健康であり幸せと感じる人の割合 | 89.2% | ※ | ※ |
| がん検診受診率 | — | 30.0% | 36.0% |
| 運動習慣の定着化率 | — | 23.0% | 35.0% |

(市民の生活習慣等に関するアンケート調査、がん検診受診率は H22 実績、健康しもつけ 21 プラン)

■ 現状と課題

医療体制については、休日や夜間などの救急医療機関を整備していますが、本来、重症患者の治療を担う医療機関（大学病院や総合病院等）に軽症患者が来院するなど、医療機関の役割の違いについて、市民の理解を求めることが必要です。

健康づくりについては、がん検診等の受診環境を整備したことにより、受診率は向上し、約 30%に達していますが、今後も、未受診者への受診勧奨や啓発活動が必要です。

糖尿病予防や生活習慣病予防の相談・教室を開催していますが、参加者数に偏りがあり、周知方法の改善が求められます。

ストレス社会による「うつ」や「精神疾患」で悩んでいる本人・家族への健康相談を開催していますが、制度の周知が課題です。

ふれあい館・きらら館・ゆうゆう館については、施設の安全管理のため修繕等の対応が求められるとともに、運営方法等の見直しが課題です。

■ 基本方針

医療体制については、安心して適切な医療が受けられるよう整備を図ります。特に、医療資源を有効に活用するため、救急医療制度を市民へ周知するとともに、身近な医療機関にかかりつけ医をつくる働きかけを行います。

健康づくりについては、次代を担う子どもから働き盛りの青壮年、高齢者まで健康やかに暮らせるよう、病気の早期発見・早期治療のための検診体制を継続するとともに、健康教育や健康相談を実施していきます。

健康づくり施設については、地域住民の健康増進、人との交流、やすらぎの場を提供するため、効果的な管理運営に取り組みます。

■ 満足度

「医療体制」については、他地域と比較して恵まれていることもあり、高い満足度が得られています。今後も、医療体制の整備を図り、満足度の維持に努めます。

「健康づくりへの取組」については、過去と比較すると満足度の改善がみられます。今後も、市民の健康づくりを推進し、満足度の維持に努めます。

「健康づくり施設の整備」については、過去と比較すると満足度が改善しています。今後も、既存の健康づくり施設の管理運営により、満足度の維持に努めます。

| 項 目 | 満足度(過去) | 満足度(現状) | 満足度(将来) |
|------------|---------|---------|---------|
| 医療体制 | ★★★★☆ | ★★★★★ | ★★★★★ |
| 健康づくりへの取組 | ★★★★☆ | ★★★★☆ | ★★★★☆ |
| 健康づくり施設の整備 | ★★☆☆☆ | ★★★★☆ | ★★★★☆ |

■ 施策・事業内容

| 事業内容 | 進捗度 | 担当課 | 優先度 |
|----------------------------------|-----|-------|------|
| 【医療体制の整備】 | | | |
| ○救急医療体制の充実 | A | 健康増進課 | 2-A |
| ○新型インフルエンザ対策の推進 | A | 健康増進課 | 2-B |
| 【健康づくりの推進】 | | | |
| ○母子保健の推進 | B | 健康増進課 | 2-A |
| ○乳幼児健康診査の推進 | B | 健康増進課 | 2-B |
| ○歯の健康づくりの推進 | B | 健康増進課 | 2-B |
| ○思春期保健の推進 | B | 健康増進課 | 2-B |
| ○青年期生活習慣病の予防 | B | 健康増進課 | 2-B |
| ○予防接種の推進 | A | 健康増進課 | 2-A |
| ○結核予防対策の推進 | B | 健康増進課 | 2-B |
| ○がん予防対策の推進 | A | 健康増進課 | 2-A |
| ○食生活改善推進員の育成 | B | 健康増進課 | 3-B |
| ○特定不妊治療の助成 | B | 健康増進課 | 2-A |
| ○健康増進事業の推進 | B | 健康増進課 | 2-B |
| ○自殺予防対策の推進 | B | 健康増進課 | 2-B |
| 【健康づくり施設】 | | | |
| ○ふれあい館・ゆうゆう館・きらら館施設の充実 (運営改善) | C | 社会福祉課 | 5-C' |

4 (2) 支えあいのまちづくり

■ 分野別指標

| 指 標 名 | 過去 | 現状値 (H23) | 目標値 (H27) |
|--------|----|-----------|-----------|
| 学童保育室数 | — | 18 箇所 | 19 箇所 |

■ 現状と課題

子育てについては、近年、地域の人と人とのつながりが薄れ、身近に相談相手がいないなどの理由で、育児への負担や不安を感じる人が増えており、子育て支援が重要です。

児童福祉については、通報及び相談件数が増加しています。通報・相談内容は複雑かつ多様化しており、関係機関との綿密な連携等、適切な対応が求められます。

保育については、少子化の中でも乳児保育の需要が増えています。

母子家庭を含めた要支援家庭が増加傾向にあり、保育園の役割は増大しています。また、障がい児を預かる場所が不足しているなど、障がい児をもつ親が就労できる環境の確立が求められます。

市立保育園では、保育士の年齢の偏りが生じ、民間保育園の誘致や市立保育園の民間移管化が必要です。

生活保護については、毎年、保護率が増加していますが、保護を受けられない要保護者が存在し、制度の適正な運用が求められます。

高齢者福祉については、ひとり暮らし高齢者世帯や高齢者のみ世帯が増加している中、様々な生活支援や健康づくり、介護予防のための取り組みが必要です。さらに、地域社会が変容する中、高齢者の雇用確保と生きがいづくりを進めていくことが必要です。

■ 基本方針

子育てについては、次代を担う子どもたちのため、様々な保育ニーズに応える保育事業を展開し、子育てサービスの充実を図るとともに、児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応、保護者への指導・支援、また、関係機関との綿密なネットワークを構築して総合的な子育て支援体制を整備します。

子ども園への対応については、公立と民間で特化できる機能を推進し、保育ニーズに応えつつ、国で検討されている幼保一元化※1について適宜対応していきます。

障がい者福祉については、第3期障がい者福祉計画に沿った施策を実施します。

生活保護については、生活困窮者の把握や不正受給の防止を図り、市民の生活保障の確保に努めます。

高齢者福祉については、高齢者がいつまでも自分らしく生活でき、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、生きがい活動支援や介護予防を充実させます。

※1 幼稚園と保育所の施設や運営を一体化すること。平成18年に「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」が制定され、幼保一体化施設として認定こども園制度が開始された。

■ 満足度

「児童福祉」については、過去と比較すると満足度が大幅に改善しています。安心して子どもを生み育てられる環境を実現し、満足度の維持に努めます。

「障がい者福祉」については、一定の満足度が得られています。今度も、障がい者の自立と社会参加を支援することにより、満足度の維持に努めます。

「高齢者福祉」については、過去と比較すると改善がみられます。より一層、生きがいづくりと介護予防に取り組み、満足度の向上を図ります。

| 項 目 | 満足度(過去) | 満足度(現状) | 満足度(将来) |
|--------|---------|---------|---------|
| 児童福祉 | ★★☆☆☆ | ★★★★☆ | ★★★★☆ |
| 障がい者福祉 | ★★★★☆ | ★★★★☆ | ★★★★☆ |
| 高齢者福祉 | ★★☆☆☆ | ★★★★☆ | ★★★★☆ |

■ 施策・事業内容

| 事業内容 | 進捗度 | 担当課 | 優先度 |
|--|-----|-------|------|
| 【児童福祉・子育て支援】 | | | |
| ○手当の適切な支給 (児童手当・児童扶養手当・遺児手当) | B | 児童福祉課 | 3-A |
| ○助成制度の充実 (こども医療費助成・ひとり親家庭医療助成・妊産婦医療費助成) | B | 社会福祉課 | 2-A |
| ○地域子育て支援センター事業の充実 | B | 児童福祉課 | 3-B |
| ○学童保育の向上 (学童保育室整備・学童保育運営) | B | 児童福祉課 | 3-C' |
| ○児童館事業の充実 | B | 児童福祉課 | 3-C' |
| ○訪問・相談の実施 (養育支援訪問・生後4か月までの全戸訪問・児童家庭相談) | B | 児童福祉課 | 2-A |
| ○ファミリーサポートセンター事業の充実 | B | 児童福祉課 | 3-C' |
| ○こども発達支援センター「こぼと園」事業の充実 | B | 社会福祉課 | 2-C |
| ○(仮称)石橋児童館複合施設の整備 | C | 児童福祉課 | 3-C' |
| ○保育園の育児環境の向上 (保育園運営・保育園広域保育委託・保育園特別保育の推進) | B | 児童福祉課 | 3-C' |
| ○認可外保育施設への支援 | B | 児童福祉課 | 3-B |
| ○病気回復期乳幼児の一時預かり | B | 児童福祉課 | 3-C' |

| 事業内容 | 進捗度 | 担当課 | 優先度 |
|--|-----|-------|--------|
| 【子ども園への対応】 | | | |
| ○子ども園への対応 | B | 児童福祉課 | 3-C' |
| 【民間保育園の誘致】 | | | |
| ○民間保育園の誘致 | 新規 | 児童福祉課 | 3-A |
| 【障がい者福祉】 | | | |
| ○重度心身障害者への医療費助成 | B | 社会福祉課 | 2-A |
| ○障がい者の地域生活支援 | C | 社会福祉課 | 3-B |
| ○障がい者の自立支援 | C | 社会福祉課 | 3-A |
| ○障がい者への給付 | C | 社会福祉課 | 3-B |
| ○障がい者施設の整備検討 | 新規 | 社会福祉課 | 3-C |
| 【高齢者の生きがいつくりと生活支援】 | | | |
| ○高齢者保健福祉計画（次期）の策定・推進 | B | 高齢福祉課 | 3-B |
| ○地域包括支援センター事業の充実 | B | 高齢福祉課 | 3-A |
| ○高齢者の生活支援の充実 （緊急ショートステイ・ねたきり老人等介護手当・ねたきり老人等紙おむつ購入券給付・生活支援型ホームヘルパーの派遣・配食サービス・ふれあいサロン） | B | 高齢福祉課 | 3-C~C' |
| ○高齢者の生活支援の充実 （介護負担額軽減対策・日常生活用具給付・生きがい活動支援・寝具の洗濯乾燥消毒・安否確認及び緊急通報装置の配置・徘徊高齢者位置確認サービス・食の自立支援・通所型介護予防・高齢者筋力向上トレーニング） | C | 高齢福祉課 | 3-A~C' |
| ○老人クラブ活動への協力支援 | C | 高齢福祉課 | 5-C' |
| ○シルバー人材センターの育成支援 | B | 高齢福祉課 | 5-B |
| 【生活保護】 | | | |
| ○生活保護世帯への保障 | C | 社会福祉課 | 2-B |
| 【地域福祉の充実】 | | | |
| ○社会福祉協議会への支援 | B | 社会福祉課 | 3-C' |
| 【特定疾患福祉給付】 | | | |
| ○特定疾患患者福祉手当の支給 | C | 社会福祉課 | 2-C |

| | |
|---|--------------|
| 4 | (3) 保険・年金の充実 |
|---|--------------|

■ 分野別指標

| 指 標 名 | 過 去 | 現状値 (H23) | 目標値 (H27) |
|----------|-----|-----------|-----------|
| 人間ドック受診率 | — | 3.9% | 4.5% |

■ 現状と課題

国民健康保険については、少子高齢化や長引く経済不況の影響で、厳しい財政状況が続き、国民健康保険税の調定額及び徴収率が低下しています。

人間ドックの受診者数は、毎年3～5%増加していますが、受診率は全体の3.9%にとどまっており、受診率の向上が課題です。

年金については、市民の年金制度に対する不安を取り除く取り組みが必要です。

介護保険については、高齢化の進行により、第1号被保険者数、要介護(要支援)認定者数が毎年増加しています。介護保険被保険者と要介護(要支援)認定者数の増加に応じた施設等の充実及び予防対策が必要です。

■ 基本方針

国民健康保険については、市民が適切な医療サービスを受けられるよう、国民健康保険の適正な運用に努めます。国民健康保険税の徴収率向上のため、滞納者に対する早期対応や、納税相談・指導などに努めます。また、後期高齢者医療制度については、栃木県後期高齢者広域連合と連携し、制度の適正な運用に努めます。

人間ドックについては、広報等を活用し市民によりわかりやすく周知するとともに、定期的な健診の実施を促します。

年金については、市民の年金制度に対する不安をできるだけ解消できるよう、広報等を活用し各種相談に対応します。

介護保険については、要介護、要支援者の増加を抑制できるよう、自立生活の維持・向上を図り、増大するニーズに適切に対応します。

■ 満足度

「保険・年金」は、過去と比較して改善されています。今後、制度の改正等は先行き不透明で、老後の不安を抱える市民も多く、また、ますます高齢者は増加し、国民健康保険・年金受給者の増加が見込まれるため、保険・年金の理解を深める広報・相談の充実にも努め、満足度の向上を図ります。

| 項 目 | 満足度(過去) | 満足度(現状) | 満足度(将来) |
|-------|---------|---------|---------|
| 保険・年金 | ★☆☆☆☆ | ★★★★☆☆ | ★★★★★☆☆ |

■ 施策・事業内容

| 事業内容 | 進捗度 | 担当課 | 優先度 |
|----------------------|-----|-------|-----|
| 【保険・年金の充実】 | | | |
| ○国民健康保険事業の充実 | B | 市民課 | 2-A |
| ○国民年金制度の啓発・相談サービスの充実 | B | 市民課 | 2-B |
| ○後期高齢者医療事業の充実 | B | 社会福祉課 | 2-A |
| ○介護保険事業の充実 | B | 高齢福祉課 | 2-A |



| | |
|----------|--------------------|
| 4 | (4) 消費生活の向上 |
|----------|--------------------|

■ **分野別指標**

| 指 標 名 | 過去 (H18) | 現状値 (H22) | 目標値 (H27) |
|----------------------|-------------|--------------|---------------|
| 消費生活に伴う相談及び問い合わせ件数 | 55 件 | 257 件 | 250 件 |
| 消費生活に関する一般向け講座及び参加人数 | 4 回 44 人 | 7 回 330 人 | 10 回 500 人 |

■ **現状と課題**

消費生活については、架空請求や悪質訪問販売による被害が発生しています。平成 21 年には消費者庁が設立され、消費生活に関する関心が高まっています。本市は、消費生活の向上のため消費者まつりを実施しました。今後も、消費者・事業者・地域・行政が一体となって消費生活の向上に取り組む必要があります。

■ **基本方針**

消費生活については、被害を防止するため、広報等を通じた情報の提供、相談業務の実施、消費生活講座の開催など、意識啓発や意識高揚の向上に努めます。

■ **満足度**

「消費者保護の取組」に対する市民の満足度は、過去と比較すると改善がみられます。多様化した被害の防止に努め、市民が被害にあった場合には迅速な対応を行うことにより、満足度の維持に努めます。

| 項 目 | 満足度(過去) | 満足度(現状) | 満足度(将来) |
|----------|---------|---------|---------|
| 消費者保護の取組 | ★★☆☆☆ | ★★★★☆ | ★★★★☆ |

■ **施策・事業内容**

| 事業内容 | 進捗度 | 担当課 | 優先度 |
|------------------|-----|-------|-------|
| 【消費生活の向上】 | | | |
| ○消費生活センターの運営 | B | 生活安全課 | 5 - B |
| ○消費者団体の活動支援 | C | 生活安全課 | 5 - B |
| ○消費者まつりの開催 | B | 生活安全課 | 5 - B |
| ○消費生活基本計画の推進 | B | 生活安全課 | 5 - B |

5章 豊かな自然と調和した快適で安全なまちづくり

5 (1) 快適な環境の創造

■ 分野別指標

| 指 標 名 | 過去 (H19) | 現状値 (H23) | 目標値 (H27) |
|--------------------|-----------|-----------|-----------|
| 市民1人1日あたり ごみ排出量 | 786 g/人/日 | 739 g/人/日 | 724 g/人/日 |

(「市一般廃棄物処理基本計画」での排出量目標値)

■ 現状と課題

ごみ処理については、小山広域保健衛生組合で処理している南河内・国分寺地区と宇都宮市(クリーンパーク茂原)に委託している石橋地区の2つの体制に分かれ、市内統一化が課題です。

環境については、地球温暖化の進行により、異常気象による自然災害や水・食料不足などが一層深刻になることが懸念されます。エネルギーの消費を抑制し、廃棄物の発生抑制や再利用等を推進することが必要です。

東日本大震災による原子力発電事故に伴い、放射線の人体への影響が懸念されていますので、市民が安心して生活できるよう、正確な情報を提供していくことが必要です。

斎場については、石橋地区で使用していた新宇都宮斎場「悠久の丘」が管外扱いとなり、小山聖苑を管内使用できている南河内・国分寺地区との市内統一化が課題です。

中大領地区市営墓地の建設については、事業計画に沿って事業を進めることが必要です。

■ 基本方針

ごみ処理や斎場については、広域事業を推進します。

ごみ処理とリサイクルについては、一般廃棄物処理基本計画・ごみ減量化計画に基づき、ごみ減量化を推進していきます。

また、リサイクルセンター建設用地については、地域住民の理解を得ながら、期限内に取得できるよう努めます。

環境対策については、下野市環境基本計画を作成し、市民と一体となった安全・安心な環境づくりに取り組みます。

墓地については、思いやりと安らぎあふれ、快適に故人を慰霊する場を創出するため、市営墓地の整備に取り組みます。

■ 満足度

「ごみ処理・リサイクル」については、他の施策と比較して高い満足度を得ています。今後も、ごみ処理体制の広域事業を推進するとともに、減量化・資源化を推進し、満足度の維持に努めます。

「環境対策」については、過去と比較すると改善がみられます。今後も、市民の理解のもと、環境づくりに取り組み、満足度の維持に努めます。

「公害対策」については、一定の満足度が得られています。今後も、環境対策の一環として公害対策に取り組み、満足度の維持に努めます。

| 項 目 | 満足度(過去) | 満足度(現状) | 満足度(将来) |
|------------|---------|---------|---------|
| ごみ処理・リサイクル | ★★★★☆ | ★★★★★ | ★★★★★ |
| 環境対策 | ★★★★☆ | ★★★★☆ | ★★★★☆ |
| 公害対策 | ★★★★☆ | ★★★★☆ | ★★★★☆ |

■ 施策・事業内容

| 事業内容 | 進捗度 | 担当課 | 優先度 |
|--|-----|-------|------|
| 【ごみ処理等広域事業の推進】 | | | |
| ○小山広域保健衛生組合への協力支援 | B | 環境課 | 2-A |
| ○クリーンパーク茂原ごみ処理施設への協力支援 | B | 環境課 | 2-A |
| ○斎場使用料の助成 | B | 環境課 | 2-B |
| 【ごみ処理とリサイクルの推進】 | | | |
| ○ごみ処理施設等の利用に係る総合的な検討 | B | 環境課 | 2-A |
| ○一般廃棄物収集運搬業務の効率化 | B | 環境課 | 2-A |
| ○不法投棄物処理対策の推進 | C | 環境課 | 2-A |
| ○ごみ減量化の推進 (資源回収報奨金、家庭用生ごみ処理機器設置費補助) | B | 環境課 | 3-B |
| ○石橋地区ビニプラ分別収集運搬業務の効率化 | B | 環境課 | 2-C' |
| ○一般廃棄物処理基本計画・ごみ減量化計画の推進 | 新規 | 環境課 | 3-B |
| ○学校給食生ごみ堆肥化の推進 | B | 環境課 | 3-B |
| 【環境対策】 | | | |
| ○環境基本計画の策定・推進 | B | 環境課 | 5-B |
| ○公害対策の推進 | B | 環境課 | 2-B |
| ○スズメバチ駆除費の助成 | B | 環境課 | 3-D |
| ○地球温暖化対策の推進 (住宅用太陽光発電システム設置費補助等) | B | 環境課 | 5-B |
| 【市営墓地の整備】 | | | |
| ○中大領地区市営墓地の造成・公売の推進 | B | 生活安全課 | 3-B |

5 (2) 安全・安心なまちづくり

■ 分野別指標

| 指 標 名 | 過去 (H18) | 現状値 (H23) | 目標値 (H27) |
|------------|----------|-----------|-----------|
| 市内交通事故発生件数 | 303 件 | 223 件 | 200 件 |
| 市内犯罪発生件数 | 841 件 | 634 件 | 570 件 |
| 市内火災件数 | 28 件 | 14 件 | 12 件 |

■ 現状と課題

交通安全については、高齢者の事故が多発しており、注意啓発及び教育が課題です。

交通安全施設については、交通危険箇所へのカーブミラー設置等、積極的に施策を講じることが必要です。

市内の犯罪については、総認知件数、身近な犯罪ともに平成 18 年をピークに減少傾向にありますが、JR 駅周辺での自転車盗難事件が依然として高い数値で推移しており、防犯対策が課題となっています。

防災については、近年、地震、風水害等の大規模災害が多発しています。本市は、防災情報伝達システムを整備し、災害情報等、市民への円滑な周知を図ってきました。平成 23 年 3 月の東日本大震災の教訓により、更なる地域防災力及び市民防災意識の向上を図ることが急務となっています。

■ 基本方針

交通安全対策については、交通指導員の適切な配置、警察や関係団体などと連携した啓発、高齢者を中心とした交通安全教育を実施するとともに、施設の整備を進めていきます。

防犯については、市民が犯罪被害に遭わないよう、引き続き、警察や関係団体と連携した防犯活動を実施します。

消防、防災については、市民・地域社会・行政が連携強化を図り、災害時に迅速かつ適切な応急対策が実施できるよう体制の強化に努めるとともに、防災無線等の整備により、消防力の充実を図ります。

■ 満足度

「防犯」については、過去と比較すると満足度は大幅な改善がみられます。今後、高齢者等社会的弱者の増加が見込まれることから、防犯活動を推進し、満足度の向上を図ります。

「消防・防災」については、他の施策に比較して高い満足度を得ています。災害の少ない地理的条件が影響していると考えられますが、東日本大震災の教訓を基に、地域防災計画の見直し等を行い、満足度の維持に努めます。

「交通安全対策」については、一定の満足度が得られています。今後も、満足度の維持に努めます。

| 項 目 | 満足度(過去) | 満足度(現状) | 満足度(将来) |
|--------|---------|---------|---------|
| 防犯 | ★★☆☆☆ | ★★★★☆ | ★★★★★ |
| 消防・防災 | ★★★★☆ | ★★★★★ | ★★★★★ |
| 交通安全対策 | ★★★☆☆ | ★★★★☆ | ★★★★☆ |

■ 施策・事業内容

| 事業内容 | 進捗度 | 担当課 | 優先度 |
|---|-----|-------|-------|
| 【防犯・交通安全対策】 | | | |
| ○防犯灯の整備促進 | B | 生活安全課 | 1 - B |
| ○交通安全運動の実施 | B | 生活安全課 | 2 - B |
| ○交通指導員の配置 | B | 生活安全課 | 3 - B |
| ○交通安全施設の適正整備 | B | 生活安全課 | 2 - B |
| 【消防・防災】 | | | |
| ○石橋地区消防組合への支援 | A | 生活安全課 | 1 - B |
| ○消防団の充実と育成 | B | 生活安全課 | 1 - B |
| ○消防団消防ポンプ自動車の更新 | B | 生活安全課 | 1 - B |
| ○消防器具置場の建替え | B | 生活安全課 | 1 - C |
| ○防災行政無線の整備 | B | 生活安全課 | 1 - C |
| ○防災意識の向上 | B | 生活安全課 | 1 - B |
| (地域防災計画の見直し、防災訓練の実施、婦人防火クラブの運営、自主防災組織の育成) | | | |

5 (3) 快適な水環境の形成

■ 分野別指標

| 指 標 名 | 過去 (H19) | 現状値 (H23) | 目標値 (H27) |
|--------|----------|-----------|-----------|
| 上水道普及率 | 94.5% | 96.7% | 97.1% |
| 下水道普及率 | 68.5% | 71.5% | 73.9% |

■ 現状と課題

上水道については、現在の配水区域が合併前の旧町のままであるため、水源の有効活用と安定供給の観点から、理想的な給水区域を設定することが必要です。また、きめ細やかなサービスを一層充実させるとともに、健全な経営を実現することが必要です。

上水道施設・設備については、老朽化が見受けられ、更新や新たな配水施設等整備が必要です。

今後も、水道事業内容や安全・安心な水をPRし、市民との信頼確保を図ることが必要です。

下水道等については、公共下水道71.5%、農業集落排水12.4%、合併浄化槽3.4%、合わせて普及率87.3%となっています。今後も、未整備地区の解消を図るとともに、下水道施設の計画的改修と適切な維持管理が必要です。

■ 基本方針

上水道については、安全・安心で、良質な水を将来にわたって安定的に供給することを目指します。

また、水道利用者に対するサービス向上を図るとともに、効率的・計画的な事業経営を行うための経営計画を策定します。

下水道等については、公共下水道の計画的整備や供用開始区域内の加入を進めるとともに、管理運営の効率化を図ります。

また、生活排水処理設備の整備と維持管理に努めます。

■ 満足度

「上水道の整備」については、高い満足度を得ています。今後も、安全・安心な水を安定的に供給するとともに、水道事業内容や水に関する情報を提供し、満足度の維持に努めます。

「下水道の整備」については、他の施策と比較して、満足度は高くなっています。今後も、下水道の普及率向上を図り、満足度の維持に努めます。

| 項 目 | 満足度(過去) | 満足度(現状) | 満足度(将来) |
|--------|---------|---------|---------|
| 上水道の整備 | ★★★★★ | ★★★★★ | ★★★★★ |
| 下水道の整備 | ★★★★☆ | ★★★★★ | ★★★★★ |

■ 施策・事業内容

| 事業内容 | 進捗度 | 担当課 | 優先度 |
|-----------------------|-----|------|------|
| 【安心、安定した供給の確保】 | | | |
| ○石綿セメント管の更新 | A | 水道課 | 3-C' |
| ○配水管の拡張及び改良 | A | 水道課 | 3-C' |
| ○水道施設の維持管理 | A | 水道課 | 3-C' |
| ○水道施設の整備 | A | 水道課 | 3-B |
| ○水道水源の増設 | 新規 | 水道課 | 3-D |
| 【利用者サービスの向上】 | | | |
| ○水道料金等徴収事務の効率化 | A | 水道課 | 3-C' |
| 【経営計画の策定】 | | | |
| ○中期経営計画等の作成・推進 | B | 水道課 | 3-B |
| 【情報提供の推進】 | | | |
| ○水道事業の広報 | B | 水道課 | 3-C' |
| 【生活排水処理設備の整備】 | | | |
| ○公共下水道の整備 | A | 下水道課 | 3-D |
| ○特定環境保全公共下水道の整備 | A | 下水道課 | 3-D |
| ○公共下水道の維持管理 | A | 下水道課 | 3-C' |
| ○農業集落排水の維持管理 | A | 下水道課 | 3-C' |
| ○浄化槽の設置促進 | B | 下水道課 | 3-C' |

6章 市民と行政の協働による健全なまちづくり

6 (1) 協働のまちづくりの推進

■ 分野別指標

| 指 標 名 | 過去 (H19) | 現状値 (H23) | 目標値 (H27) |
|--------------|----------|-----------|-----------|
| ボランティア団体加入者数 | 13,760 人 | 12,687 人 | 13,000 人 |

(ボランティア団体加入者数: 下野市内ボランティア団体に加入している市民の延べ人数)

■ 現状と課題

まちづくり活動については、地域活動への関心の薄さ等から、自治会加入率が年々低下しています。

市民と行政との情報共有については、個人情報保護法の趣旨の誤解により、各種の活動に支障をきたしていますので、個人情報の保護について理解が必要です。

また、光回線のサービスが市内全域に提供されました。今後は、世代間の情報格差の解消が課題です。

人権の尊重では、幼児虐待、家庭内暴力、学校内いじめ問題が報告されており、関係団体と連携して対策を図ることが必要です。本市では、平成 22 年 7 月から DV ホットラインを開設しています。

男女共同参画では、認知度向上に向け、講演会、広報、情報紙等により、啓発しています。

協働のまちづくりの推進については、住民自治の推進のため、まちづくりのルールづくりについて検討が求められます。

■ 基本方針

まちづくり活動の推進については、市民と行政の協働によるまちづくりの気運を高めるため、自治会を中心としたコミュニティ活動を推進します。

市民と行政との情報共有については、情報公開条例に基づき、市民への説明責任を果たすとともに、個人情報保護条例に基づき、市民等の権利利益を守ります。

また、誰もが ICT※1 を利用し、世代間の情報格差の解消やセキュリティ対策等に適切に対処していきます。

人権の尊重については、調和の取れた豊かな社会を実現するため、人権意識啓発、人権教育を推進します。

男女共同参画の推進については、引き続き意識啓発に取り組みます。

協働のまちづくりについては、まちづくりの指針となる自治基本条例の制定等に取り組み、協働によるまちづくりを推進します。

※1 (Information and Communication Technology) 情報通信技術を表す言葉。日本では I T (Information Technology) が同義で使われているが、国際的には、I T に「Communication (コミュニケーション)」を加えた I C T の方が定着している。

■ 満足度

「まちづくり活動に参加する機会」については、やや満足度が低くなっています。今後は、自治会等のまちづくり活動を推進し、市民と行政による協働のまちづくりを推進することにより、満足度の向上を図ります。

「行政の情報を知る機会」は、過去と比較すると改善がみられます。今後も、市民と行政との情報共有に取り組み、満足度の維持に努めます。

「男女共同参画の取組」は、一定の満足度を得ています。今後も、男女共同参画の意識啓発に取り組み、満足度の維持に努めます。

| 項 目 | 満足度(過去) | 満足度(現状) | 満足度(将来) |
|----------------|---------|---------|---------|
| まちづくり活動に参加する機会 | ★★☆☆☆ | ★★☆☆☆ | ★★★☆☆ |
| 行政の情報を知る機会 | ★★☆☆☆ | ★★★★☆☆ | ★★★★☆☆ |
| 男女共同参画の取組 | ★★★★☆☆ | ★★★★☆☆ | ★★★★☆☆ |

■ 施策・事業内容

| 事業内容 | 進捗度 | 担当課 | 優先度 |
|-----------------------------------|-----|-------|------|
| 【まちづくり活動の推進】 | | | |
| ○コミュニティ活動の促進 | B | 生活安全課 | 5-C' |
| ○自治会公民館建設費の助成 | B | 生活安全課 | 5-C' |
| ○(仮称)薬師寺地域交流センターの建設 | C | 生活安全課 | 5-C |
| 【市民と行政との情報共有】 | | | |
| ○情報公開の推進と個人情報保護の徹底 | B | 総合政策課 | 3-A |
| ○地域情報化の推進 | B | 総合政策課 | 5-A |
| 【人権の尊重と男女共同参画の推進】 | | | |
| ○人権尊重の高揚 (人権推進審議会開催・人権出前講座等開催) | B | 生活安全課 | 3-B |
| ○人権教育の推進 (講演会等の開催) | B | 生涯学習課 | 3-A |
| ○男女共同参画の推進 | C | 総合政策課 | 5-B |
| 【協働のまちづくりの推進】 | | | |
| ○自治基本条例の制定 | 新規 | 総合政策課 | 3-B |
| ○市民活動支援制度の導入 | 新規 | 総合政策課 | 5-B |
| ○市歌の制定 | 新規 | 総務課 | 5-B |

6 (2) 行財政運営の充実

■ 分野別指標

| 指 標 名 | 過去 | 現状値 (H23) | 目標値 (H27) |
|----------|----|-----------|-----------|
| 自主財源比率※1 | — | 51.4% | 53.8% |

| 指 標 名 | 過去 (H19) | 現状値 (H22) | 目標値 (H27) |
|--------------|-----------|-----------|-----------|
| 市ホームページアクセス数 | 408,000 件 | 615,000 件 | 800,000 件 |

■ 現状と課題

行財政運営については、下野市行政改革大綱に基づき、概ね実施計画どおりの成果を達成できました。今後は、第二次行政改革大綱に基づき、改革を進めることが必要です。

平成 22 年度の主な財政指標は、財政力指数※2 0.834、実質公債費比率※3 10.1%、将来負担比率※4 0.0%、経常収支比率※5 84.1%でした。平成 27 年度の合併特例債※6 の活用終了や、平成 28 年度からの普通交付税の段階的縮減により、以降、予算総額の減少が予測されます。今後は、税収等の確保や経常経費の抑制及び事務事業の「選択と集中」を徹底することが課題です。

広報については、広報紙やホームページ等により積極的な行政情報の提供を行っていますが、インターネットを利用できない人たちにも配慮しながら、市民と行政との情報共有を図ることが必要です。

また、広聴については、市民の意見等を市政に反映するため、市政懇談会やパブリックコメント※7 等を実施していますが、今後も、広聴活動の充実が必要です。

庁舎建設については、基本計画が策定され、現在、開発に向けた関係法令手続き事前調整を進めています。さらに、基本設計にも着手し、市民参画の場や地域との調和も十分に検討しつつ、事業の推進を図ることが必要です。

※1 市税などの自主財源が、歳入総額に占める割合。この数字が高いほど、行政の自主性や安定性が確保される。
 ※2 地方公共団体の財政力を示す指標で、行政活動に必要な財源をどれくらい自力で調達できるかを表し、数値が高いほど財政に余裕がある。
 ※3 借り入れた地方債の返済金である公債費が、税などの一般財源に占める割合を「実質公債費比率」という。この指標は、返済金が市の財政を圧迫していないかを示す。
 ※4 借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す。
 ※5 税などの一般財源を、人件費や扶助費、公債費など毎年必ず支払う経費にどの程度充当しているかみるもので、財政の健全性を判断する。
 ※6 合併市町村が、まちづくり推進のため市町村建設計画に基づいて行う事業や基金の積立に要する経費について、合併年度及びこれに続く 10 か年度に限り、その財源として借り入れることができる地方債のこと。
 ※7 公的な機関が規則あるいは命令などの類のものを制定しようとするときに、広く公に、意見・情報・改善案などを求める手続き。

■ 基本方針

行財政運営については、長期的財政運営の安定性を確保するため、税収等を基本とした財政構造の確立を進めます。また、限られた財源で行政需要の質的变化や新たな財政需要に的確に対応するため、スリムな行政運営を目指します。

広報・広聴については、市民が行政情報を簡単に入手できるよう、各種情報発信手段を活用した情報提供の充実を図ります。また、市民と行政との協働の基盤づくりと市民の意見等を市政に反映させるため、広聴活動の充実を図ります。

庁舎建設については、効率的な行政運営を実現するため、自治医大駅西側に新庁舎の開庁を目指します。

■ 満足度

「市の財政運営」は、低い満足度でしたが、改善がみられます。今後も、計画的な行財政運営を図り、満足度の向上を図ります。

「窓口サービス」は、やや低い満足度でしたが、改善がみられます。今後も、きめ細やかなサービスを提供することにより、満足度の向上を図ります。

「市の仕事の効率性」は、低い満足度でしたが、改善がみられます。今後は、さらなる業務の効率化により、満足度の向上を図ります。

| 項目 | 満足度(過去) | 満足度(現状) | 満足度(将来) |
|----------|---------|---------|---------|
| 市の財政運営 | ★☆☆☆☆ | ★★☆☆☆ | ★★★☆☆ |
| 窓口サービス | ★★☆☆☆ | ★★★☆☆ | ★★★★☆☆ |
| 市の仕事の効率性 | ★☆☆☆☆ | ★★☆☆☆ | ★★★☆☆ |

■ 施策・事業内容

| 事業内容 | 進捗度 | 担当課 | 優先度 |
|--|-----|---------|-----|
| 【計画的な行財政運営】 | | | |
| ○行政改革の推進 | C | 総合政策課 | 3-A |
| ○財政改革の推進 | C | 財政課 | 3-B |
| ○事務事業評価の充実・活用 | B | 総合政策課 | 3-A |
| 【広報・広聴の充実】 | | | |
| ○広報紙の充実 (各種情報発信手段を活用した情報提供の充実) | C | 総合政策課 | 3-B |
| ○広聴の充実 (市政懇談会の開催、市政への提案書、インターネットを活用した広聴、パブリックコメントの実施) | C | 総合政策課 | 3-B |
| 【庁舎建設】 | | | |
| ○新庁舎の整備 | B | 庁舎建設準備室 | 4-A |
| ○3庁舎利活用の検討 | 新規 | 総合政策課 | 4-A |

| | |
|----------|--------------------|
| 6 | (3) 広域行政の充実 |
|----------|--------------------|

■ **分野別指標**

| 指 標 名 | 過去 | 現状値 (H23) | 目標値 (H27) |
|-----------|----|-----------|-----------|
| 共同連携事務事業数 | — | 20 事業 | 20 事業 |

■ **現状と課題**

広域行政については、一部事務組合での共同事務処理のほか、栃木県南部地方拠点都市地域整備推進協議会、栃木県央都市圏首長懇談会等に参加し、広域事業を展開しています。

周辺市町との隣接地域では、引き続き事業実施に向けた連絡調整等が必要であり、単独市町では実施が難しい事業等については、周辺市町と連携した事業の推進が重要です。

■ **基本方針**

広域行政の推進については、市町村合併による広域行政の枠組みのあり方等が見直されてきましたが、広域的な住民サービスの充実のため、現存する協議会へ参加し、広域連携事業等を実施するなど、広域行政を推進します。

■ **満足度**

「他市町との連携」は、やや低い満足度となっています。広域的な行政サービスの中には、市民の日常生活に密接に関わる重要なものがあるため、広域行政を一層の推進し、満足度の向上を図ります。

| 項 目 | 満足度(過去) | 満足度(現状) | 満足度(将来) |
|---------|---------|---------|---------|
| 他市町との連携 | ★★☆☆☆ | ★★☆☆☆ | ★★★☆☆ |

■ **施策・事業内容**

| 事業内容 | 進捗度 | 担当課 | 優先度 |
|------------------|-----|-------|--------|
| 【広域行政の推進】 | | | |
| ○広域行政の推進 | C | 総合政策課 | 3 - C' |

附属資料

- I 総合計画の補足資料
- II 策定の方針及び経緯
- III 総合計画審議会
- IV 総合計画懇話会
- V 前期・後期基本計画施策事業比較表

下野市財政のすがた(一般会計 平成24年度～平成27年度)

(単位:百万円)

| 区 分 | | H 2 4 | H 2 5 | H 2 6 | H 2 7 |
|--------|------------|--------|--------|--------|--------|
| 歳 入 | 自主財源 | 10,691 | 10,314 | 11,126 | 11,444 |
| | 地方税 | 8,562 | 8,527 | 8,493 | 8,331 |
| | 分担金及び負担金等 | 1,367 | 1,367 | 1,367 | 1,367 |
| | 繰入金 | 762 | 420 | 1,266 | 1,746 |
| | 依存財源 | 9,788 | 10,172 | 9,676 | 9,827 |
| | 地方譲与税・交付金等 | 993 | 993 | 993 | 993 |
| | 地方交付税 | 3,333 | 3,323 | 3,317 | 3,324 |
| | 国・県支出金 | 3,012 | 2,964 | 2,765 | 2,692 |
| | 地方債 | 2,450 | 2,892 | 2,601 | 2,818 |
| | 合計 (A) | 20,479 | 20,486 | 20,802 | 21,271 |

※分担金及び負担金等には、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、諸収入、繰越金が含まれる。

※地方譲与税・交付金等には、地方譲与税、利子割・配当割・株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ利用税交付金、自動車所得税交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金が含まれる。

(単位:百万円)

| 区 分 | | H 2 4 | H 2 5 | H 2 6 | H 2 7 |
|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 歳 出 | 義務的経費 | 8,786 | 8,850 | 8,899 | 8,881 |
| | 人件費 | 3,765 | 3,689 | 3,630 | 3,587 |
| | 扶助費 | 2,597 | 2,626 | 2,659 | 2,693 |
| | 公債費 | 2,424 | 2,535 | 2,610 | 2,601 |
| | 投資的経費 | 2,875 | 2,252 | 3,090 | 3,618 |
| | その他の経費 | 8,818 | 9,384 | 8,813 | 8,772 |
| | 物件費 | 3,369 | 3,302 | 3,236 | 3,171 |
| | 繰出金 | 2,100 | 2,214 | 2,248 | 2,282 |
| | 補助費等 | 2,429 | 2,418 | 2,409 | 2,399 |
| | その他 | 920 | 1,450 | 920 | 920 |
| 合計 (B) | 20,479 | 20,486 | 20,802 | 21,271 | |

※その他には、維持補修費、投資・出資・貸付金、積立金が含まれる。

個別計画の策定状況 (平成 24 年 3 月 31 日現在)

| 施策の大綱 | 計 画 名 | 策定状況 (担当課) | 策定根拠法令等 |
|-----------------------------|-------------------------------------|--|----------------------|
| 1 みんなで学び文化を育むふれあいのまちづくり | 下野市教育計画 | H24.3 策定済 (教育総務課) | 教育基本法 |
| | 下野市スポーツ推進計画 | H24.3 策定済「下野市教育計画」内 H25 年度策定予定(スポーツ振興課) | スポーツ基本法 (スポーツ振興法) |
| 2 知恵と意欲で創造個性豊かなまちづくり | 下野農業振興地域整備計画 | H18.7 策定済 (農政課) | 農業振興地域の整備に関する法律 |
| | 農業経営基盤の強化に関する基本的な構想 | H18.8 策定済 (農政課) | 農業経営基盤強化促進法 |
| | 下野市観光振興計画 | H25 年度策定予定 (商工観光課) | なし |
| 3 都市と田園が共生する快適な環境で躍進するまちづくり | 国土利用計画下野市計画 | H20.3 策定済 (総合政策課) | 国土利用計画法 |
| | 下野市幹線道路網整備計画 | H21.5 策定済 (建設課) | なし |
| | 下野市建築物耐震改修促進計画 | H21.3 策定済 (都市計画課) | 建築物の耐震改修の促進に関する法律 |
| | 下野市都市計画マスタープラン | H21.3 策定済 (都市計画課) H27 年度改定予定 | 都市計画法 |
| | 緑の基本計画 | H27 年度策定予定 (都市計画課) | なし |
| 4 安心して暮らせる健康で明るいまちづくり | 下野市高齢者保健福祉計画 | H24.3 策定済 (高齢福祉課) | 介護保険法 |
| | 下野市障害者福祉計画 | H24.3 策定済 (社会福祉課) | 障害者基本法・障害者自立支援法 |
| | 下野市地域福祉計画 | H24.3 策定済 (社会福祉課) | 社会福祉法 |
| | 健康しもつけ 21 プラン | H19.12 策定済 (健康増進課) | 健康増進法 |
| | 下野市次世代育成支援後期行動計画 | H22.3 策定済 (児童福祉課) | 次世代育成支援対策推進法 |
| | 下野市国民健康保険特定健康診査等実施計画 | H20.3 策定済 (市民課) | 高齢者医療確保法 |
| | 下野市消費生活基本計画 | H24.3 策定済 (生活安全課) | 消費者基本法 |
| 5 豊かな自然と調和した快適で安全なまちづくり | 下野市環境基本計画 | H25.3 策定予定 (環境課) | 環境基本法 |
| | 下野市一般廃棄物処理基本計画 | H24.3 策定済 (環境課) | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 |
| | 下野市ごみ減量化計画 | H24.3 策定済 (環境課) | なし |
| | 下野市地域防災計画 | H19.3 策定済 (生活安全課) H24 年度改定予定 | 災害対策基本法 |
| | 下野市国民保護計画 | H19.3 策定済 (生活安全課) | 国民保護法 |
| | 下野市中期経営計画 | H25.3 策定予定 (水道課) | なし |
| | 下野市定員適正化計画 | H19.3 策定済 (総務課) | なし |
| 6 市民と行政の協働による健全なまちづくり | 下野市人材育成基本方針 | H19.11 策定済 (総務課) | なし |
| | 下野市人権教育啓発推進行動計画 | H19.3 策定済 (生活安全課) | 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 |
| | 行政改革大綱 | H19.3 策定済 (総合政策課) | なし |
| | 行政改革大綱実施計画 (集中改革プラン) | H19.3 策定済 (総合政策課) | 「今後の行政改革の方針」(閣議決定)等 |
| | シェアリング(わかちあい)しもつけ -下野市男女共同参画プラン- | H19.11 策定済 (総合政策課) | 男女共同参画社会基本法 |
| | 下野市第 2 次地域情報化計画 | H24.3 策定 (総合政策課) | なし |
| | 下野市庁舎建設基本計画 | H23.6 策定 (庁舎建設準備室) | なし |

下野市総合計画後期基本計画策定方針（抜粋）

1 後期計画策定にあたっての基本的視点

後期基本計画の策定にあたっては、次の視点を重視し策定します。

市民の参画と情報公開の推進による計画づくり

まちづくりの主体である市民の意見を十分に反映するとともに、市民の参画と協働のまちづくりの実現に向けた計画とします。

また、策定過程などについて、市ホームページなどを通じて広く公開します。

時代の潮流や社会環境の変化に対応した計画づくり

少子高齢化・人口減少社会の到来、高度情報化・国際化、地域主権型社会の進展、低炭素型社会への転換等の潮流や厳しい経済状況、環境問題などの社会環境の変化に対応した計画とします。

市政への満足度を踏まえた計画づくり

市民の市政に対する満足度を把握しその向上を図るとともに、市民の新たな要望等の政策課題に対応した計画とします。

行政評価と連動した計画づくり

行財政の健全性を確保しながら新たな政策課題に対応していくため、施策の重点化を図った計画とします。

行政改革の意識を持った計画づくり

合併に伴う財政猶予期間が切れる平成 27 年度以降、地方交付税額が急降下する厳しい財政環境に対応できるよう、行政改革の意識を持った計画とします。

一体感の醸成を意識した計画づくり

合併 6 年目を迎え、下野市としての一体感の醸成を意識した計画とします。

2 策定体制

(1) 庁内組織

① 策定委員会

| | |
|-----|---|
| 構成員 | 副市長、教育長、総合政策部長、総務部長、市民生活部長、健康福祉部長、産業振興部長、建設水道部長、議会事務局長、会計管理者、教育次長 |
| 役割 | 庁内の最高意思決定機関として、基本計画の素案の調整を行い、審議会に提出する原案を最終的に取りまとめる機関 |

② 専門部会

| | |
|-----|--|
| 部会名 | 企画専門部会、総務専門部会、市民生活専門部会、健康福祉専門部会、産業振興専門部会、建設水道専門部会、教育専門部会 |
| 構成員 | 部長、課長及び職員 |
| 役割 | 担当部門ごとに基本計画の素案の作成作業を行い、策定委員会に諮る前に調整する機関 |

(2) 庁外組織

① 総合計画審議会

| | |
|-----|--|
| 構成員 | 学識経験者等 22 人以内 |
| 役割 | 市長の諮問に応じ、総合計画後期基本計画の策定に関し必要な事項について、中・長期的、全市的な観点から調査・審議します。 (地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に基づく審議会) |

② 総合計画市民懇話会

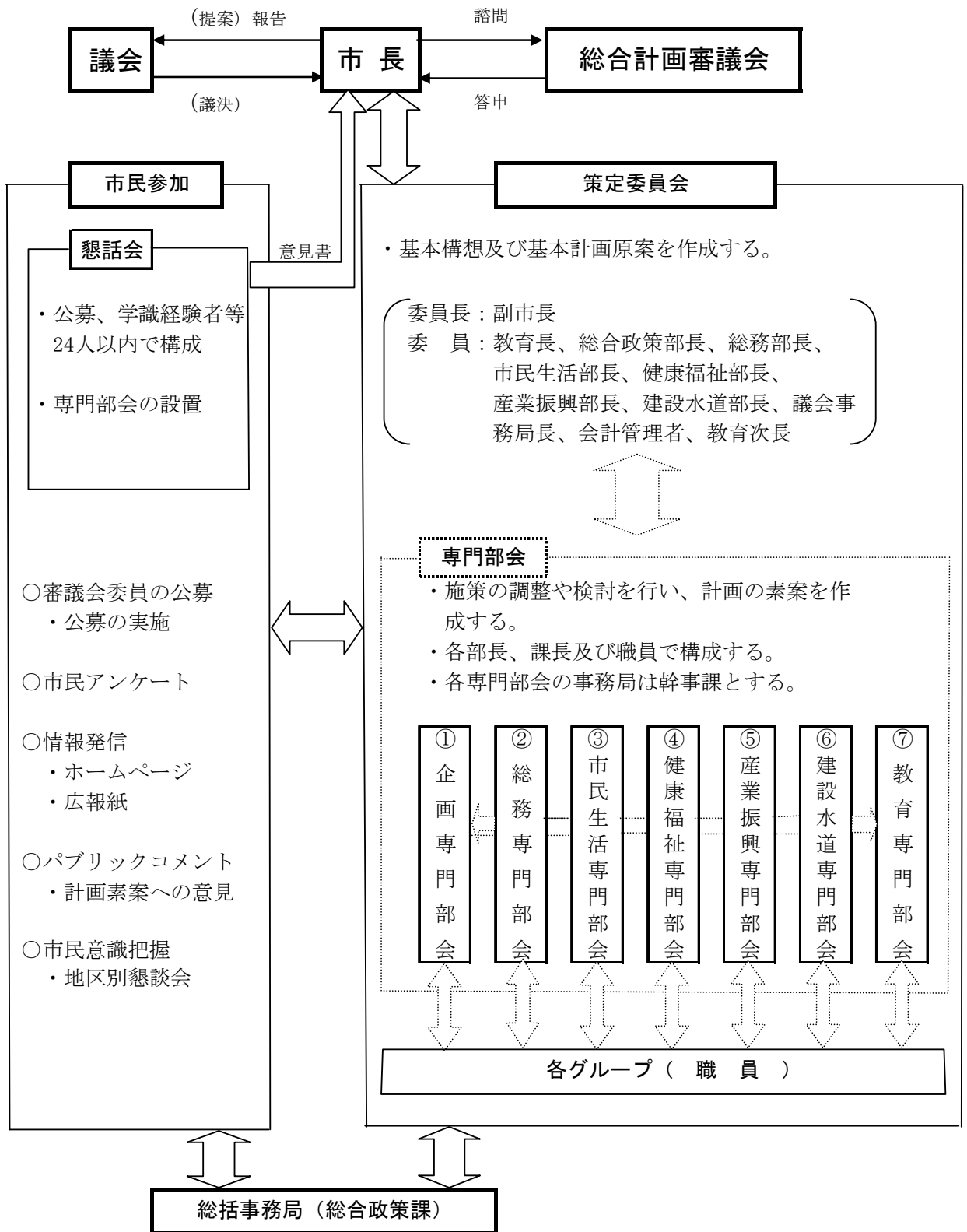
| | |
|-----|--|
| 構成員 | 公募、団体推薦による市民 24 人以内 |
| 役割 | 総合計画後期基本計画の策定に関し、広く市民から自由な発想のもとに意見などを求め、その意見などについて後期基本計画の策定の際の参考とするものです。 |

(3) 市民参画

計画の策定にあたっては、幅広い市民の意見や提案を反映させるために、市民の参画に努めるものとします。

- ① 総合計画審議会及び総合計画市民懇話会の設置
- ② 総合計画審議会及び総合計画市民懇話会委員の公募
- ③ 市民意識調査の実施（調査対象：市内在住の 20 歳以上の男女 10,000 人）
- ④ まちづくり意見募集の実施
- ⑤ 地区別懇談会（市長のいきいきタウントーク等）の開催
- ⑥ パブリックコメントの実施
- ⑦ 市広報紙、ホームページをとおした策定に関する情報の積極的な発信

◆下野市総合計画策定体制



下野市総合計画審議会の経過

| 開催日時・場所 | 内 容 |
|---|---|
| 平成23年7月25日(月) 午前10:00～12:00 ゆうゆう館 会議室 | 第1回 委嘱状交付 諮問 会長、職務代理選出 |
| 平成23年10月4日(火) 午後2:00～4:30 ゆうゆう館 会議室 | 第2回 前期基本計画掲載事業の進捗状況の概要 1次素案審議(第1章から第3章) |
| 平成23年11月2日(水) 午前9:30～11:20 ゆうゆう館 会議室 | 第3回 1次素案審議(第4章から第6章) |
| 平成23年11月22日(火) 午後2:00～4:30 ゆうゆう館 会議室 | 第4回 2次素案審議(第1章から第6章) |
| 平成24年1月 日() : ~ : 会議室 | 第5回 3次素案審議(しもつけ重点戦略、第1章から第6章) |
| 平成24年2月 日() : ~ : 会議室 | 第6回 答申 |

下野市総合計画懇話会の経過

| 開催日時・場所 | 内 容 |
|--|---|
| 平成22年11月18日(木) 午後1:30～4:30 きらら館 研修室 | 第1回 委嘱状交付 オリエンテーション |
| 平成22年11月30日(火) 午後1:30～4:30 きらら館 研修室 | 第2回 グループ討議【現状と課題の検討①】 「生活基盤」分野、「都市基盤」分野 |
| 平成22年12月7日(火) 午後1:30～4:30 ゆうゆう館 会議室 | 第3回 グループ討議【現状と課題の検討②】 「福祉・保健・医療」分野、「教育・文化」分野 |
| 平成22年12月20日(月) 午後1:30～4:30 ゆうゆう館 会議室 | 第4回 グループ討議【現状と課題の検討③】 「産業」分野、「行政」分野 |
| 平成23年1月19日(水) PM2:00～5:00 ゆうゆう館 会議室 | 第5回 グループ討議【課題への対応①】 第1章「教育」、第2章「産業」、第3章「都市基盤」 |
| 平成23年2月3日(木) 午後1:30～4:30 ゆうゆう館 会議室 | 第6回 グループ討議【課題への対応②】 第4章「健康」、第5章「環境」、第6章「市民協働」 |
| 平成23年3月1日(火) 午後1:30～4:30 ゆうゆう館 会議室 | 第7回 意見集約整理 |
| 平成23年3月30日(水) 午後3:00～4:00 国分寺庁舎 公室 | 第8回 意見書提出 |

○下野市総合計画審議会条例

平成18年6月16日

条例第199号

改正 平成20年12月16日条例第43号

平成23年3月4日条例第1号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、市長の諮問に応じ、総合計画の策定に関し必要な調査及び審議をするため、下野市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(委員)

第2条 審議会の委員は、22人以内をもって組織する。

2 委員は非常勤とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 教育委員会の委員
- (3) 農業委員会の委員
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 公募による市民

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から市長の諮問事項に係る調査及び審議が終了する日までとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総合政策部において処理する。

(平20条例43・平23条例1・一部改正)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年12月16日条例第43号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月4日条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

下野市総合計画審議会委員名簿

任期：平成23年7月25日 ～ 答申の日

| 区 分 | 役 職 | 氏 名 | 備 考 |
|-------------------|-----------------|--------------------|----------------|
| 1号委員 (市議会議員) | | いしだ よういち 石田 陽一 | 下野市議会議員 |
| | | こやの はるお 小谷野晴夫 | 下野市議会議員 |
| | | よしだ さとし 吉田 聡 | 下野市議会議員 |
| 2号委員 (教育委員会委員) | | かわぐち けいこ 川口 桂子 | 下野市教育委員会委員 |
| 3号委員 (農業委員会委員) | | たかだ けんいち 高田 憲一 | 下野市農業委員会会長 |
| 4号委員 (学識経験者) | 会 長 | なかむら ゆうじ 中村 祐司 | 宇都宮大学教授 |
| | | もとほし としお 本橋 利男 | 国分寺商工会青年部長 |
| | | しばやま ゆきよし 柴山 征吉 | 小山農業協同組合理事 |
| | | ながやま しげお 永山 茂夫 | 宇都宮農業協同組合理事 |
| | | おぼな じゅうきち 尾花 重吉 | 下野市自治会連絡協議会監事 |
| | | えびはら しんこ 海老原新子 | 下野市社会福祉協議会評議員 |
| | | かとう よしえ 加藤 芳江 | 下野市女性団体連絡協議会会長 |
| | 職務代理 | すずい すけたか 鈴井 祐孝 | 下野市を元気にする会会長 |
| | | みやけ よしひこ 三宅 義彦 | 自治医科大学事務局長 |
| | | たむら ともき 田村 友輝 | Japan元気塾理事 |
| | えだ きゆり 江田小百合 | 下野市平地林を美しくする会会長 | |
| 5号委員 (公募) | | おおぬき たつお 大貫 達雄 | 公募委員 |
| | | こじま つねお 小島 恒夫 | 公募委員 |
| | | てるい かずとみ 照井 一富 | 公募委員 |
| | | おおつか ひろし 大塚 博 | 公募委員 |

諮 問 書

下総政第57号
平成23年7月25日

下野市総合計画審議会会長 様

下野市長 広瀬 寿雄

下野市総合計画後期基本計画の策定について（諮問）

下野市総合計画後期基本計画を策定したいので、下野市総合計画審議会条例（下野市条例第199号）第1条の規定に基づき、次のとおり貴審議会に諮問します。

諮 問

下野市は、市の将来像「思いやりと交流で創る新生文化都市」の実現を目指し、行政運営の基本的な指針として、平成20年3月に「下野市総合計画（基本構想・前期基本計画）」を策定し、以来、本計画に掲げた各種施策を展開しております。

そのような中、「前期基本計画」が平成23年度をもって計画期間を終了することから、この成果を引き継ぐとともに、新たな課題等に対応した本総合計画の集大成となる「後期基本計画（平成24年度～27年度）」を策定することといたしました。

近年、地方自治体を取り巻く環境は、急速に進展する少子高齢化や人口減少、経済のグローバル化、高度情報化、地球環境・資源エネルギー問題の顕在化など、大きく変動しております。

さらには、今年の3月11日に起こった東日本大震災は、東北地方に極めて甚大な被害を及ぼし、特に原子力災害による影響は全国的な拡大を見せており、戦後最大ともいえるべき国難にあることから、本市の行政運営にも少なからず影響があるものと危惧しております。

本市は、このような変動する時代の潮流等を踏まえつつ、自らの責任と裁量により、市が持つ潜在力等を最大限に発揮し、今後とも一体的かつ持続的に発展できるまちづくりが求められております。

「後期基本計画」は、合併特例期限の後半期における本市のまちづくりの指針となるものであり、その策定に当たりましては、下野市民が、市の将来に夢と希望を託し、協働して、まちづくりに参画することが重要であると考えております。

そこで、本計画の策定にあたり、これからの下野市のあり方や市政等に対して貴審議会のご意見やご提言をお伺いいたします。

○下野市総合計画市民懇話会設置要綱

(設置)

第1条 総合計画後期基本計画の策定に関し、広く市民から自由な発想のもとに意見、提言を求めるため、下野市総合計画市民懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 懇話会の委員は、16人以内をもって組織する。

2 委員は非常勤とし、公募による市民及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から市長に意見書を提出する日までとする。

(会長)

第4条 懇話会に、会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、懇話会を総理する。

3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会は、会長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(報告)

第6条 懇話会は、取りまとめた意見等について、市長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、総合政策課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示は、平成23年3月31日限り、その効力を失う。

下野市総合計画市民懇話会委員名簿

任期：平成 22 年 11 月 18 日 ～ 平成 23 年 3 月 30 日

| 区 分 | 役 職 | 氏 名 | 備 考 |
|--------------------|---------|-----------|-------------------|
| 学 識 経 験 者 (9 名) | 会 長 | 陣 内 雄 次 | 宇都宮大学教育学部教授 |
| | | 細 川 剛 規 | 石橋商工会青年部部长 |
| | | 吉 田 武 雄 | 下野市認定農業者連絡協議会副会長 |
| | | 尾 花 重 吉 | 下野市自治会連絡協議会会計監査 |
| | | 海 老 原 新 子 | 下野市ボランティア連絡協議会副会長 |
| | | 松 本 文 男 | 下野市 PTA 連絡協議会会長 |
| | | 山 口 和 男 | 下野市体育協会副会長 |
| | | 加 藤 芳 江 | 下野市女性団体連絡協議会会長 |
| | 職 務 代 理 | 鈴 井 祐 孝 | 下野市を元気にする会会長 |
| 公 募 委 員 (4 名) | | 木 村 保 弘 | 公募委員 |
| | | 大 橋 正 明 | 公募委員 |
| | | 今 井 清 起 | 公募委員 |
| | | 大 塚 博 | 公募委員 |

前期・後期基本計画施策事業 比較表

1章 みんなで学び文化を育むふれあいのまちづくり

◆印の事業は、前期計画期間の進捗度合が「C：あまり成果をあげられなかった」と評価された施策事業を示している。

| 前期基本計画 施策事業 | 区分 | 後期基本計画 施策事業 | 担当課 |
|-----------------------------|----------|---------------------------------------|----------------|
| 1(1)次代を担う人材の育成 | | | |
| 【地域ぐるみの教育活動の推進】 | | 【地域ぐるみの教育活動の推進】 | |
| 市民協働による教育の推進 | 継続 | 市民協働による開かれた学校づくり（ファミリーエド野教育運動） | 学校教育課 生涯学習課 |
| スクールガードへの支援 | 継続 | 安全安心な学校づくり（スクールガード支援） | 学校教育課 |
| 【幼児教育の充実】 | | 【幼児教育の充実】 | |
| | H20から継続 | 幼稚園・保育園・小学校との連携 | 教育総務課 学校教育課 |
| 幼稚園就園奨励費補助 | 継続 | 幼稚園就園奨励費の助成 | 教育総務課 |
| 幼稚園第二子等保育料減免補助 | 継続 | 幼稚園第二子等保育料の減免助成 | 教育総務課 |
| 幼稚園運営の支援 | 継続 | 幼稚園の特色ある運営及び特別支援児教育の支援 幼稚園での子育て支援 | 教育総務課 教育総務課 |
| 【教育内容の充実】 | | 【学校教育の充実】 | |
| 通学区域審議会の開催 | 完了 新規 | | 教育総務課 |
| | H20から継続 | 学校適正配置の推進 | 教育総務課 |
| | H18から継続 | 教育委員会事業の点検・評価 | 教育総務課 |
| | H18から継続 | 教育のつどいの開催 | 教育総務課 |
| 児童表彰の実施 | 継続 | 児童の表彰 | 教育総務課 |
| | H20から継続 | 奨学金の貸付 | 教育総務課 |
| | H22から継続 | 学校教育サポート | 学校教育課 |
| 教育研究所の運営 | 継続 | 教育研究所の運営 | 学校教育課 |
| 小中一貫教育研究の推進 | 継続 | 小中連携教育の推進 | 学校教育課 |
| 特色ある教育活動の推進 | 継続 | 特色ある教育活動の推進 | 学校教育課 |
| スクールアシスタントの配置 | 継続 | スクールアシスタントの配置 | 学校教育課 |
| 外国語指導助手の配置 | 継続 | 外国語教育の推進 | 学校教育課 |
| 小学校コンピューター教育の推進 | 継続 | 情報教育の推進 | 学校教育課 |
| 中学校コンピューター教育の推進 | 継続 | | 学校教育課 |
| | 新規 | 下野ふるさとの大発見（ふるさと学習） | 学校教育課 |
| 【学校施設の充実】 | | 【学校施設の充実】 | |
| 小学校校舎・体育館の耐震診断 | 完了 | | 教育総務課 |
| 校舎耐震補強（国分寺小、古山小） | 継続 | 体育館の耐震補強・改築 | 教育総務課 |
| 校舎耐震補強（薬師寺小、吉田東小） | 完了 | | 教育総務課 |
| 校舎耐震補強（石橋北小、吉田西小、細谷小、国分寺西） | 完了 | | 教育総務課 |
| 校舎大規模改修（国分寺東小） | 継続 | 校舎の大規模改修 | 教育総務課 |
| 石橋地区学校給食施設の改修 | 継続 | 石橋地区学校給食施設の改築 | 学校教育課 教育総務課 |
| プール改修（内面改修）（祇園小） | 完了 | | 教育総務課 |
| プール改修（内面・ろ過器等改修）（薬師寺小） | 継続 | プールの改修（内面・ろ過器等改修） | 教育総務課 |
| 校舎情報ネットワーク 未整備校の解消 | 完了 | | 教育総務課 |
| 細谷小学校ランチルーム整備 | 完了 | | 教育総務課 |
| | H23から継続 | 学級定員変更に伴う増改築 | 教育総務課 |
| | H22から継続 | 学校のエコ改修（太陽光発電装置の設置） | 教育総務課 |
| | H21から継続 | 校庭の改修 | 教育総務課 |
| 1(2)生涯にわたる学びの機会の充実 | | | |
| 【生涯学習の推進】 | | 【生涯学習の推進】 | |
| ◆社会教育の推進 | 継続 | 社会教育の推進（社会貢献活動実践者の育成・支援、市民情報化の推進） | 生涯学習課 |
| 生涯学習の推進 | 継続 | 生涯学習の推進 | 生涯学習課 |
| ◆公民館の管理運営 | 継続 | 公民館の管理運営 | 生涯学習課 |
| | 新規 | 公民館施設の整備（耐震補強・大規模改修） | 生涯学習課 |
| ◆図書館の管理運営 | 継続 | 図書館の管理運営（指定管理者制度等導入、子どもの読書活動推進計画の推進） | 生涯学習課 |
| 生涯学習情報センター管理運営 | 継続 | 生涯学習情報センターの管理運営（市民活動支援サイト充実） | 生涯学習課 |
| 【青少年の健全育成】 | | 【青少年の健全育成】 | |
| 青少年健全育成の推進 | 継続 | 青少年健全育成の推進（児童・生徒とボランティア団体・行政関係者等との交流） | 生涯学習課 |
| 【スポーツ・レクリエーション活動の推進】 | | 【スポーツ・レクリエーション活動の推進】 | |
| ◆スポーツ振興基本計画の策定 | 継続 | スポーツ推進計画の策定・推進 | スポーツ振興課 |
| スポーツに親しむ機会の提供 | 継続 | スポーツに親しむ機会の提供 | スポーツ振興課 |
| 総合型地域スポーツクラブの育成・支援 | 継続 | 総合型地域スポーツクラブの自立・支援 | スポーツ振興課 |
| | 新規 | 体育施設の整備・拡充 | スポーツ振興課 |
| ◆体育施設の管理運営 | 継続 | 体育施設の管理運営（運営改善） | スポーツ振興課 |

前期・後期基本計画施策事業 比較表

| 前期基本計画 施策事業 | 区 分 | 後期基本計画 施策事業 | 担当課 |
|--------------------------|---------|----------------------|-------|
| 1 (3) 豊かに暮らす文化の振興 | | | |
| 【文化・芸術活動の促進】 | | 【文化・芸術活動の促進】 | |
| ◆文化芸術活動の推進 | 継続 | 文化芸術活動の推進 | 文化課 |
| グリムの森・グリムの館の管理運営 | 継続 | グリムの森・グリムの館の管理運営・活用 | 文化課 |
| | 新規 | 文化芸術施設整備の検討 | 文化課 |
| 【文化遺産の保存と活用】 | | 【文化遺産の保存と活用】 | |
| 文化財・史跡の保護 | 継続 | 文化財・史跡の保護 | 文化課 |
| 重要遺跡の発掘調査 | 継続 | 重要遺跡の発掘調査 | 文化課 |
| 史跡下野国分寺跡の保存整備 | 継続 | 史跡下野国分寺跡の保存整備 | 文化課 |
| | 新規 | 史跡下野国分寺跡の保存整備 | 文化課 |
| 史跡下野薬師寺跡の保存整備 | 継続 | 史跡下野薬師寺跡の保存整備 | 文化課 |
| 薬師寺ふるさと歴史の広場の管理運営 | 継続 | 薬師寺ふるさと歴史の広場の管理運営・活用 | 文化課 |
| | 新規 | 文化財展示収蔵施設の整備 | 文化課 |
| 【地域間交流・国際交流の推進】 | | 【国内交流の推進】 | |
| ◆地域間団体交流の推進 | 継続 | 小学校児童の派遣・受入 | 生活安全課 |
| | | 地域間団体の交流 | 生活安全課 |
| | H22から継続 | 国内交流協会への活動支援 | 生活安全課 |
| | | 【国際交流の推進】 | |
| ◆国際交流の推進 | 継続 | 交流員の配置 | 生活安全課 |
| | | 中学校生徒の派遣・受入 | 生活安全課 |

2章 知恵と意欲で創造性豊かなまちづくり

◆印の事業は、前期計画期間の進捗度が「C：あまり成果をあげられなかった」と評価された施策事業を示している。

| 前期基本計画 施策事業 | 区 分 | 後期基本計画 施策事業 | 担当課 |
|-------------------------|---------|----------------------|-------|
| 2 (1) 大都市近郊農業の振興 | | | |
| 【農業経営改善】 | | 【農業経営改善】 | |
| 農業担い手の支援 | 継続 | 農業担い手の支援 | 農政課 |
| 農業経営高度化の支援 | 継続 | 農業経営高度化の支援 | 農政課 |
| 農用地の集積確保 | 継続 | 農用地の集積確保 | 農政課 |
| 農業近代化・経営基盤強化資金への利子補給 | 継続 | 農業近代化・経営基盤強化資金への利子補給 | 農政課 |
| 水田農業の構造改革 | 継続 | 水田農業の構造改革 | 農政課 |
| ◆ブランド野菜生産の支援 | 継続 | ブランド野菜生産の支援 | 農政課 |
| 地産地消の推進 | 継続 | 地産地消の推進 | 農政課 |
| ◆畜産業の振興 | 継続 | 畜産業の振興 | 農政課 |
| ◆畜産業担い手の育成 | 継続 | （「農業担い手の支援」に統合） | 農政課 |
| | 新規 | 6次産業化の推進 | 農政課 |
| 【農村環境の保全】 | | 【農村環境の保全】 | |
| 農村地域の環境保全 | 継続 | 農村地域の環境保全 | 農政課 |
| 環境保全型農業の推進 | 継続 | 環境保全型農業の推進 | 農政課 |
| 農業用廃ビニール等の処理対策 | 継続 | 農業用廃ビニール等の処理対策 | 農政課 |
| 【農業生産基盤の整備】 | | 【農業生産基盤の整備】 | |
| 県営ほ場整備事業 | 継続 | 県営ほ場整備の推進 | 農政課 |
| 県単独土地改良事業 | 継続 | 県単独土地改良の推進 | 農政課 |
| 県営一般農道整備事業 | 完了 | | 農政課 |
| 市単独農業農村整備事業 | 継続 | 市単独農業農村整備の推進 | 農政課 |
| 農村振興総合整備事業 | 完了 | | 農政課 |
| ◆石橋南部ほ場整備地区内集出荷施設の建設 | 継続 | 石橋南部ほ場整備地区内集出荷施設の建設 | 農政課 |
| 石橋南部ほ場整備地区内歩道整備 | 完了 | | 農政課 |
| ◆江川・五千石ほ場整備地区内歩道整備 | 継続 | 江川・五千石ほ場整備地区内歩道の整備 | 農政課 |
| 土地改良施設維持管理の適正化 | 継続 | 土地改良施設維持管理の適正化 | 農政課 |
| 地籍調査 | 継続 | 地籍調査の推進 | 農政課 |
| 2 (2) 工業・商業の振興 | | | |
| 【商・工業の振興】 | | 【商・工業の振興】 | |
| ◆商工会運営支援 | 継続 | 商工会への運営支援 | 商工観光課 |
| 商工会プレミアム付商品券発行の支援 | 継続 | 商工業の振興 | 商工観光課 |
| 中小企業融資の支援 | 継続 | 中小企業への支援 | 商工観光課 |
| 県南公設地方卸売市場への負担金 | 継続 | 県南公設地方卸売市場への運営支援 | 商工観光課 |
| | | 【雇用支援対策】 | |
| | H23から継続 | 雇用対策の推進 | 商工観光課 |
| 2(3) シティ・セールスの推進 | | | |
| 【観光の振興】 | | 【観光の振興】 | |
| ◆市観光協会の支援 | 継続 | 市観光協会への運営支援 | 商工観光課 |
| 観光イベントの開催 | 継続 | 観光イベントの開催 | 商工観光課 |
| 道の駅整備の推進 | 継続 | 「道の駅しもつけ」の活用 | 商工観光課 |
| | 新規 | 観光振興計画の策定・推進 | 商工観光課 |
| | 新規 | 地域ブランドの確立 | 商工観光課 |

前期・後期基本計画施策事業 比較表

3章 都市と田園が共生する快適な環境で躍進するまちづくり ◆印の事業は、前期計画期間の進捗度が「C：あまり成果をあげられなかった」と評価された施策事業を示している。

| 前期基本計画 施策事業 | 区 分 | 後期基本計画 施策事業 | 担当課 |
|--------------------------------|---------|------------------------|-------|
| 3(1) 秩序ある土地利用と快適な住環境づくり | | | |
| 【秩序ある土地利用の推進】 | | 【秩序ある土地利用の推進】 | |
| 都市計画マスタープランの見直し | 継続 | 都市計画マスタープランの見直し | 都市計画課 |
| ◆仁良川地区土地区画整理事業 | 継続 | 土地区画整理の推進（仁良川地区・石橋駅周辺） | 区画整理課 |
| 下古山地区土地区画整理事業 | 完了 | | 区画整理課 |
| ◆石橋駅周辺土地区画整理事業 | 継続 | | 区画整理課 |
| 【快適な住環境の整備】 | | 【安全で快適な住環境の整備】 | |
| ◆住宅環境向上の推進 | 継続 | 住宅環境向上の推進 | 都市計画課 |
| 市耐震改修促進計画の策定 | 完了 | | 都市計画課 |
| 3(2) 人に優しい交通環境の整備 | | | |
| 【道路・橋梁の整備】 | | 【道路・橋梁の整備】 | |
| 市幹線道路網整備計画の策定 | 継続 | 市幹線道路網整備計画の推進 | 建設課 |
| 主要幹線道路整備事業(国庫補助)7.6km | 継続 | 主要幹線道路の整備 | 建設課 |
| 主要幹線道路整備事業(国庫補助)0.9km | 継続 | | 建設課 |
| 主要幹線道路整備事業(国庫補助)2.6km | 継続 | | 建設課 |
| 一般市道整備事業 23.3km | 継続 | 生活道路等の整備 | 建設課 |
| | | 【道路・橋梁の維持管理】 | |
| 道路台帳の統合 | 完了 | | 建設課 |
| 橋梁診断 | 完了 | | 建設課 |
| | 継続 | 道路・橋梁の維持管理 | 建設課 |
| | 継続 | 生活道路等の維持管理 | 建設課 |
| 【人に優しい交通環境の整備】 | | 【人に優しい交通環境の整備】 | |
| 小金井駅東歩道整備事業 | 完了 | | 都市計画課 |
| 石橋駅バリアフリー整備事業 | 完了 | | 都市計画課 |
| 自治医大駅周辺バリアフリー整備事業 | 継続 | 自治医大駅周辺バリアフリーの整備 | 都市計画課 |
| | | 【公共交通網の充実】 | |
| | H23から継続 | デマンドバスの運行 | 生活安全課 |
| 3(3) うるおいのある緑環境の整備 | | | |
| 【公園・緑地の整備】 | | 【公園・緑地の整備】 | |
| 別処山多目的広場整備事業 | 完了 | | 都市計画課 |
| 公園の維持管理 | 継続 | 公園の維持管理 | 都市計画課 |
| 都市公園台帳の整備 | 完了 | | 都市計画課 |
| | H23から継続 | 下古山地内公園の整備 | 都市計画課 |
| | 新規 | 仁良川地内公園の整備 | 都市計画課 |
| | H22から継続 | (仮称)ふれあい緑地公園の整備 | 区画整理課 |
| | 新規 | 三王山地区市有地の整備 | 都市計画課 |
| 【自然環境の保全】 | | 【自然環境の保全】 | |
| ◆緑の基本計画の策定 | 継続 | 緑の基本計画の策定・推進 | 都市計画課 |
| 河川の管理 | 継続 | 河川水路の保全管理 | 建設課 |

4章 安心して暮らせる健康で明るいまちづくり

◆印の事業は、前期計画期間の進捗度が「C：あまり成果をあげられなかった」と評価された施策事業を示している。

| 前期基本計画 施策事業 | 区 分 | 後期基本計画 施策事業 | 担当課 |
|------------------------|---------|-------------------|-------|
| 4(1) 生涯健康のまちづくり | | | |
| 【医療体制の整備】 | | 【医療体制の整備】 | |
| 救急医療体制の確保 | 継続 | 救急医療体制の充実 | 健康増進課 |
| | H21から継続 | 新型インフルエンザ対策の推進 | 健康増進課 |
| 【健康づくりの推進】 | | 【健康づくりの推進】 | |
| 母子保健 | 継続 | 母子保健の推進 | 健康増進課 |
| 乳幼児健康診査 | 継続 | 乳幼児健康診査の推進 | 健康増進課 |
| 歯の健康づくり | 継続 | 歯の健康づくりの推進 | 健康増進課 |
| 思春期保健 | 継続 | 思春期保健の推進 | 健康増進課 |
| 青年期生活習慣病の予防 | 継続 | 青年期生活習慣病の予防 | 健康増進課 |
| 予防接種 | 継続 | 予防接種の推進 | 健康増進課 |
| 結核予防対策 | 継続 | 結核予防対策の推進 | 健康増進課 |
| がん対策 | 継続 | がん予防対策の推進 | 健康増進課 |
| 老人保健 | 制度終了 | | 健康増進課 |
| 食生活改善推進員の育成 | 継続 | 食生活改善推進員の育成 | 健康増進課 |
| 特定不妊治療の助成 | 継続 | 特定不妊治療の助成 | 健康増進課 |

前期・後期基本計画施策事業 比較表

| 前期基本計画 施策事業 | 区 分 | 後期基本計画 施策事業 | 担当課 |
|---------------------------|---------|--|-------|
| | H20から継続 | 健康増進事業の推進 | 健康増進課 |
| | H20から継続 | 自殺予防対策の推進 | 健康増進課 |
| 【健康づくり施設】 | | 【健康づくり施設】 | |
| ◆ふれあい館・ゆうゆう館・きらら館の管理運営 | 継続 | ふれあい館・ゆうゆう館・きらら館施設の充実（運営改 | 社会福祉課 |
| 4（2）支えあいのまちづくり | | | |
| 【児童福祉・子育て支援】 | | 【児童福祉・子育て支援】 | |
| 児童手当 | 継続 | 手当の適切な支給（児童手当・児童扶養手当・遺児手当） | 児童福祉課 |
| 児童扶養手当 | 継続 | | 児童福祉課 |
| 遺児手当 | 継続 | | 児童福祉課 |
| こども医療費助成 | 継続 | 助成制度の充実（こども医療費助成・ひとり親家庭医療助成・妊産婦医療費助成） | 社会福祉課 |
| ひとり親家庭医療助成 | 継続 | | 社会福祉課 |
| 妊産婦医療費助成 | 継続 | | 社会福祉課 |
| 育児支援家庭訪問 | 継続 | 訪問・相談の実施（養育支援訪問・生後4か月までの全戸訪問・児童家庭相談） | 児童福祉課 |
| 生後4ヶ月までの全戸訪問 | 継続 | | 児童福祉課 |
| 児童家庭相談 | 継続 | | 児童福祉課 |
| | H23から継続 | ファミリーサポートセンター事業の充実 | 児童福祉課 |
| こども発達支援センター「こぼと園」の運営 | 継続 | こども発達支援センター「こぼと園」事業の充実 | 社会福祉課 |
| 地域子育て支援センターの運営 | 継続 | 地域子育て支援センター事業の充実 | 児童福祉課 |
| 学童保育室整備 | 継続 | 学童保育の向上（学童保育室整備・学童保育運営） | 児童福祉課 |
| 学童保育 | 継続 | | 児童福祉課 |
| 児童館の運営 | 継続 | 児童館事業の充実 | 児童福祉課 |
| ◆(仮称)石橋児童館複合施設整備 | 継続 | (仮称)石橋児童館複合施設の整備 | 児童福祉課 |
| 保育園の運営 | 継続 | 保育園の育児環境の向上（保育園運営・保育園広域保育委託・保育園特別保育の推進） | 児童福祉課 |
| 保育園広域保育委託 | 継続 | | 児童福祉課 |
| 保育園特別保育の推進 | 継続 | | 児童福祉課 |
| 認可外保育施設への支援 | 継続 | 認可外保育施設への支援 | 児童福祉課 |
| 病気回復期乳幼児一時預かり | 継続 | 病気回復期乳幼児の一時預かり | 児童福祉課 |
| | | 【子ども園への対応】 | |
| | H20から継続 | 子ども園への対応 | 児童福祉課 |
| | | 【民間保育園の誘致】 | |
| | 新規 | 民間保育園の誘致 | 児童福祉課 |
| 【障害者福祉】 | | 【障がい者福祉】 | |
| 重度心身障害者医療費助成 | 継続 | 重度心身障害者への医療費助成 | 社会福祉課 |
| ◆障害者地域生活支援 | 継続 | 障がい者の地域生活支援 | 社会福祉課 |
| ◆障がい者自立支援事業 | 継続 | 障がい者の自立支援 | 社会福祉課 |
| ◆障がい者への給付 | 継続 | 障がい者への給付 | 社会福祉課 |
| | 新規 | 障がい者施設の整備検討 | 社会福祉課 |
| 福祉作業所の育成 | 完了 | | |
| 【生活保護】 | | 【生活保護】 | |
| ◆生活保護対策 | 継続 | 生活保護世帯への保障 | 社会福祉課 |
| 【地域福祉の充実】 | | 【地域福祉の充実】 | |
| 社会福祉協議会の運営支援 | 継続 | 社会福祉協議会への支援 | 社会福祉課 |
| 【特定疾患福祉給付】 | | 【特定疾患福祉給付】 | |
| ◆特定疾患患者福祉手当 | 継続 | 特定疾患患者福祉手当の支給 | 社会福祉課 |
| 【高齢者の生きがいづくりと自立支援】 | | 【高齢者の生きがいづくりと生活支援】 | |
| 高齢者保健福祉計画の策定 | 継続 | 高齢者保健福祉計画（次期）の策定・推進 | 高齢福祉課 |
| 地域包括支援センターの運営 | 継続 | 地域包括支援センター事業の充実 | 高齢福祉課 |
| ◆介護負担軽減対策 | 継続 | | 高齢福祉課 |
| 緊急ショートステイ | 継続 | 高齢者の生活支援の充実（緊急ショートステイ・ねたきり老人等介護手当・ねたきり老人等紙おむつ購入券給付・生活支援型ホームヘルパーの派遣・配食サービス・ふれあいサロン） | 高齢福祉課 |
| ねたきり老人等介護手当 | 継続 | | 高齢福祉課 |
| ねたきり老人等紙おむつ購入券の給付 | 継続 | | 高齢福祉課 |
| 生活支援型ホームヘルパー派遣 | 継続 | | 高齢福祉課 |
| ◆日常生活用具の給付 | 継続 | 高齢者の生活支援の充実（介護負担軽減対策・日常生活用具給付・生きがい活動支援・寝具の洗濯乾燥消毒・安否確認及び緊急通報装置の配置・徘徊高齢者位置確認サービス・食の自立支援・通所型介護予防・高齢者筋力向上トレーニング） | 高齢福祉課 |
| ◆生きがい活動の支援 | 継続 | | 高齢福祉課 |
| ◆寝具の洗濯乾燥消毒 | 継続 | | 高齢福祉課 |
| ◆安否確認及び緊急通報装置の配置 | 継続 | | 高齢福祉課 |
| ◆徘徊高齢者位置確認サービス | 継続 | | 高齢福祉課 |
| 配食サービス | 継続 | | 高齢福祉課 |
| ◆食の自立支援 | 継続 | | 高齢福祉課 |
| ふれあいサロン | 継続 | | 高齢福祉課 |
| ◆通所型介護予防 | 継続 | | 高齢福祉課 |
| ◆高齢者筋力向上トレーニング | 継続 | | 高齢福祉課 |
| ◆福祉タクシー券の給付 | 継続 | | 高齢福祉課 |
| ◆老人クラブ活動の支援 | 継続 | 老人クラブ活動への協力支援 | 高齢福祉課 |

前期・後期基本計画施策事業 比較表

| 前期基本計画 施策事業 | 区分 | 後期基本計画 施策事業 | 担当課 |
|-----------------------|---------|---------------------|-------|
| シルバー人材センター運営支援 | 継続 | シルバー人材センターの育成支援 | 高齢福祉課 |
| 4 (3) 保険・年金の充実 | | | |
| 【保険・年金の充実】 | | 【保険・年金の充実】 | |
| 国民健康保険特別会計繰出金 | 継続 | 国民健康保険事業の充実 | 市民課 |
| 国民年金制度の啓発・相談サービス | 継続 | 国民年金制度の啓発・相談サービスの充実 | 市民課 |
| 老人保健特別会計繰出金 | 継続 | 後期高齢者医療事業の充実 | 社会福祉課 |
| 介護保険特別会計繰出金 | 継続 | 介護保険事業の充実 | 高齢福祉課 |
| 4 (4) 消費生活の向上 | | | |
| 【消費生活の向上】 | | 【消費生活の向上】 | |
| 下野市消費生活センターの運営 | 継続 | 消費生活センターの運営 | 生活安全課 |
| ◆消費者団体の活動支援 | 継続 | 消費者団体の活動支援 | 生活安全課 |
| | H22から継続 | 消費者まつりの開催 | 生活安全課 |
| | H23から継続 | 消費生活基本計画の推進 | 生活安全課 |

5章 豊かな自然と調和した快適で安全なまちづくり

◆印の事業は、前期計画期間の進捗度が「C：あまり成果をあげられなかった」と評価された施策事業を示している。

| 前期基本計画 施策事業 | 区分 | 後期基本計画 施策事業 | 担当課 |
|--------------------------|---------|--|-------|
| 5 (1) 快適な環境の創造 | | | |
| 【ごみ処理等広域事業の推進】 | | 【ごみ処理等広域事業の推進】 | |
| 小山広域保健衛生組合負担金 | 継続 | 小山広域保健衛生組合への協力支援 | 環境課 |
| クリーンパーク茂原ごみ処理施設負担金 | 継続 | クリーンパーク茂原ごみ処理施設への協力支援 | 環境課 |
| 畜場使用料補助事業 | 継続 | 畜場使用料の助成 | 環境課 |
| 【ごみ処理とリサイクルの推進】 | | 【ごみ処理とリサイクルの推進】 | |
| ごみ処理施設等の利用に係る総合的な検討 | 継続 | ごみ処理施設等の利用に係る総合的な検討 | 環境課 |
| 一般廃棄物収集運搬 | 継続 | 一般廃棄物収集運搬業務の効率化 | 環境課 |
| ◆不法投棄物収集運搬 | 継続 | 不法投棄物処理対策の推進 | 環境課 |
| ごみ減量化 | 継続 | ごみ減量化の推進（資源回収報奨金、家庭用生ごみ処理機器設置費補助） | 環境課 |
| | | 石橋地区ビニプラ分別収集運搬業務の効率化 | 環境課 |
| | 新規 | 一般廃棄物処理基本計画・ごみ減量化計画の推進 | 環境課 |
| 学校給食生ごみ堆肥化 | 継続 | 学校給食生ごみ堆肥化の推進 | 環境課 |
| 【環境対策】 | | 【環境対策】 | |
| 環境基本計画の策定 | 継続 | 環境基本計画の策定・推進 | 環境課 |
| 公害対策 | 継続 | 公害対策の推進 | 環境課 |
| | H22から継続 | スズメバチ駆除費の助成 | 環境課 |
| | H22から継続 | 地球温暖化対策の推進（住宅用太陽光発電システム設置費補助等） | 環境課 |
| 【市営墓地の整備】 | | 【市営墓地の整備】 | |
| 市営墓地の造成 | 継続 | 中大領地区市営墓地の造成・公売の推進 | 生活安全課 |
| 5 (2) 安全・安心なまちづくり | | | |
| 【防犯・交通安全対策】 | | 【防犯・交通安全対策】 | |
| 防犯灯の整備 | 継続 | 防犯灯の整備促進 | 生活安全課 |
| 交通安全運動 | 継続 | 交通安全運動の実施 | 生活安全課 |
| 交通指導員の配置 | 継続 | 交通指導員の配置 | 生活安全課 |
| 交通安全施設整備 | 継続 | 交通安全施設の適正整備 | 生活安全課 |
| 【消防・防災】 | | 【消防・防災】 | |
| 石橋地区消防組合負担金 | 継続 | 石橋地区消防組合への支援 | 生活安全課 |
| 消防団の運営 | 継続 | 消防団の充実と育成 | 生活安全課 |
| 消防団消防ポンプ自動車の更新 | 継続 | 消防団消防ポンプ自動車の更新 | 生活安全課 |
| 消防器具置場の建替え | 継続 | 消防器具置場の建替え | 生活安全課 |
| 防災行政無線の整備 | 継続 | 防災行政無線の整備 | 生活安全課 |
| 防災意識の向上 | 継続 | 防災意識の向上（地域防災計画の見直し、防災訓練の実施、婦人防火クラブの運営、自主防災組織の育成） | 生活安全課 |
| 洪水ハザードマップ作成 | 完了 | | 生活安全課 |
| 5 (3) 快適な水環境の形成 | | | |
| 【上水道の整備】 | | 【安心・安定した供給の確保】 | |
| 水道拡張等の整備 | 継続 | 石綿セメント管の更新 | 水道課 |
| | | 配水管の拡張及び改良 | 水道課 |
| 水道施設の更新 | 継続 | 水道施設の維持管理 | 水道課 |
| | | 水道施設の整備 | 水道課 |
| | 新規 | 水道水源の増設 | 水道課 |
| | | 【利用者サービスの向上】 | |
| | H18から継続 | 水道料金等徴収事務の効率化 | 水道課 |

前期・後期基本計画施策事業 比較表

| 前期基本計画 施策事業 | 区分 | 後期基本計画 施策事業 | 担当課 |
|----------------------|---------|----------------------|------|
| | | 【経営計画の策定】 | |
| | H19から継続 | 中期経営計画等の作成・推進 | 水道課 |
| | | 【情報提供の推進】 | |
| | H18から継続 | 水道事業の広報 | 水道課 |
| 【生活排水処理設備の整備】 | | 【生活排水処理設備の整備】 | |
| 下水道経営健全化計画の策定 | 完了 | | 下水道課 |
| 公共下水道の整備 | 継続 | 公共下水道の整備 | 下水道課 |
| 特定環境保全公共下水道の整備 | 継続 | 特定環境保全公共下水道の整備 | 下水道課 |
| 下長田地区下水道整備 | 完了 | | 下水道課 |
| 公共下水道の維持管理 | 継続 | 公共下水道の維持管理 | 下水道課 |
| 農業集落排水の維持管理 | 継続 | 農業集落排水の維持管理 | 下水道課 |
| 浄化槽設置補助 | 継続 | 浄化槽の設置促進 | 下水道課 |

6章 市民と行政の協働による健全なまちづくり

◆印の事業は、前期計画期間の進捗度合が「C：あまり成果をあげられなかった」と評価された施策事業を示している。

| 前期基本計画 施策事業 | 区分 | 後期基本計画 施策事業 | 担当課 |
|--------------------------|----|---|---------|
| 6（1）協働のまちづくりの推進 | | | |
| 【まちづくり活動の推進】 | | 【まちづくり活動の推進】 | |
| コミュニティ推進協議会の支援 | 継続 | コミュニティ活動の促進 | 生活安全課 |
| 自治会公民館建設費補助 | 継続 | 自治会公民館建設費の助成 | 生活安全課 |
| ◆（仮称）薬師寺市民センター建設 | 継続 | （仮称）薬師寺地域交流センターの建設 | 生活安全課 |
| 【市民と行政との情報共有】 | | 【市民と行政との情報共有】 | |
| 情報公開の推進と個人情報保護の徹底 | 継続 | 情報公開の推進と個人情報保護の徹底 | 総合政策課 |
| 地域情報化の推進 | 継続 | 地域情報化の推進 | 総合政策課 |
| 【人権の尊重と男女共同参画の推進】 | | 【人権の尊重と男女共同参画の推進】 | |
| 人権啓発 | 継続 | 人権尊重の高揚（人権推進審議会開催・人権出前講座等開催） | 生活安全課 |
| 人権擁護委員の設置と支援 | 継続 | 人権教育の推進（講演会等の開催） | 生涯学習課 |
| 人権教育の推進 | 継続 | 男女共同参画の推進 | 総合政策課 |
| ◆男女共同参画の推進 | 継続 | | |
| | | 【協働のまちづくりの推進】 | |
| | 新規 | 自治基本条例の制定 | 総合政策課 |
| | 新規 | 市民活動支援制度の導入 | 総合政策課 |
| | 新規 | 市歌の制定 | 総務課 |
| 6（2）行財政運営の充実 | | | |
| 【計画的な行財政運営】 | | 【計画的な行財政運営】 | |
| 事務事業の評価検討 | 継続 | 事務事業評価の充実・活用 | 総合政策課 |
| ◆行政改革の推進 | 継続 | 行政改革の推進 | 総合政策課 |
| | | 財政改革の推進 | 財政課 |
| 【広報・広聴の充実】 | | 【広報・広聴の充実】 | |
| ◆広報紙の発行、ホームページの充実 | 継続 | 広報紙の充実（各種情報発信手段を活用した情報提供の充実） | 総合政策課 |
| ◆広聴 | 継続 | 広聴の充実（市政懇談会の開催、市政への提案書、インターネットを活用した広聴、パブリックコメントの実施） | 総合政策課 |
| 【庁舎建設】 | | 【庁舎建設】 | |
| 庁舎建設 | 継続 | 新庁舎の整備 | 庁舎建設準備室 |
| | 新規 | 3庁舎利活用の検討 | 総合政策課 |
| 6（3）広域行政の充実 | | | |
| 【広域行政の推進】 | | 【広域行政の推進】 | |
| ◆広域行政の推進 | 継続 | 広域行政の推進 | 総合政策課 |